

高等学校通信教育に関する調査結果について(概要) 【確定値】

平成29年7月31日

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

調査概要

(1)調査方法

書面(アンケート)による調査

(2)調査対象

通信制課程を置く高等学校 244校(各都道府県、認定地方公共団体を通じて調査。)

- ・公立 : 77校(狭域76校 広域1校)
- ・学校法人立: 151校(狭域62校 広域89校)
- ・株式会社立: 16校(狭域0校 広域16校)

(3)実施時期

平成29年6月8日～27日

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容による

※各データの集計においては、回答が不備であったものを除いている

目 次

- ・設置形態、収容定員・在籍生徒数、学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ・生徒の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- ・高等学校通信課程において特に重視している取組と課題・・・・・・・・P5
- ・多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免・・・・・・・・P8
- ・通学コースの運営状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16

(1) 設置形態、収容定員・在籍生徒数、学校規模

① 設置形態(独立・併置別)

	独立	併置	併置の内訳		
			全日制	定時制	全・定
公立	7	70	14	45	11
学校法人立	81	70	64	3	3
うち狭域	28	34	32	1	1
うち広域	53	36	32	2	2
株式会社立	16	0	0	0	0
合計	104	140	78	48	14

② 収容定員、在籍生徒数 [平成29年5月1日現在]

	収容定員	在籍生徒数
公立	62,460	59,171
学校法人立	235,780	111,603
うち狭域	35,685	18,936
うち広域	200,095	92,667
株式会社立	37,510	11,405
合計	335,750	182,179

※公立の併置校のうち、通信制課程の収容定員を個別に定めていない学校については収容定員の合計から除外している。

(1) 設置形態、収容定員・在籍生徒数、学校規模

③ 在籍生徒数別の学校数 [平成29年5月1日現在]

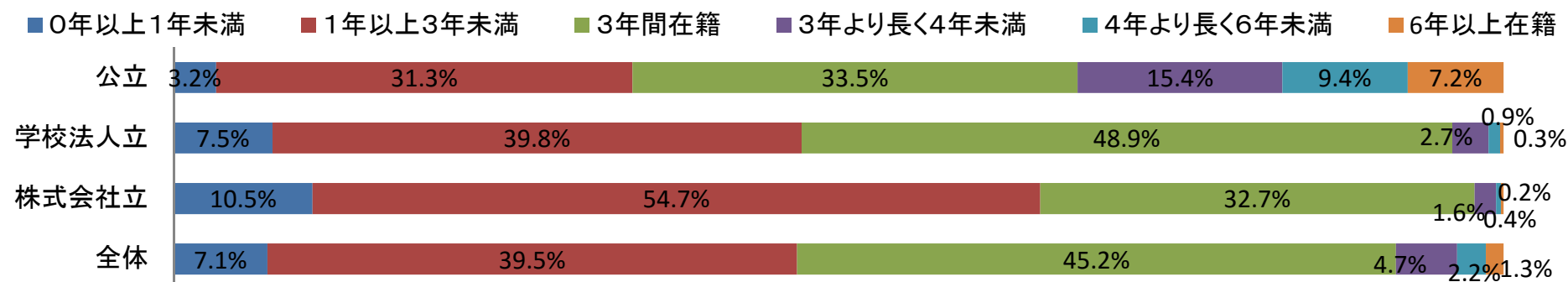
	0～ 100人	101～ 300人	301～ 600人	601～ 1,000人	1,001～ 1,500人	1,501～ 3,000人	3001人 以上
公立	5	16	15	17	18	4	2
学校法人立	43	45	18	19	10	8	8
うち狭域	21	22	10	7	0	2	0
うち広域	22	23	8	12	10	6	8
株式会社立	3	3	4	1	3	2	0
合計	51	64	37	37	31	14	10

(2) 生徒の現状等

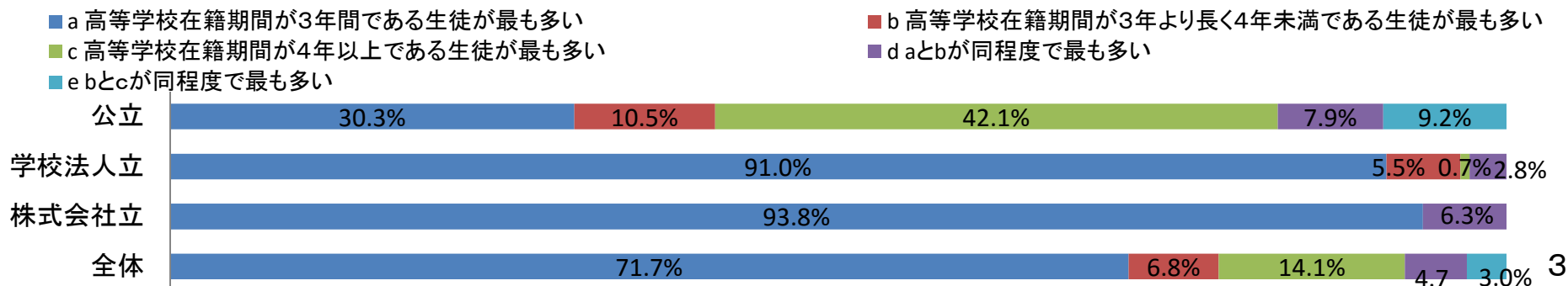
① 在籍生徒数のうち平成28年度中に一科目も履修していない生徒数、割合

	在籍生徒数 (H29. 3. 31)	28年度中に一科目も履修していない生徒	
		生徒数	割合
公立	56, 266	22, 369	39. 8%
学校法人立	112, 238	3, 794	3. 4%
株式会社立	12, 265	222	1. 8%
合計	180, 769	26, 385	14. 6%

② 平成28年度卒業生の在籍期間



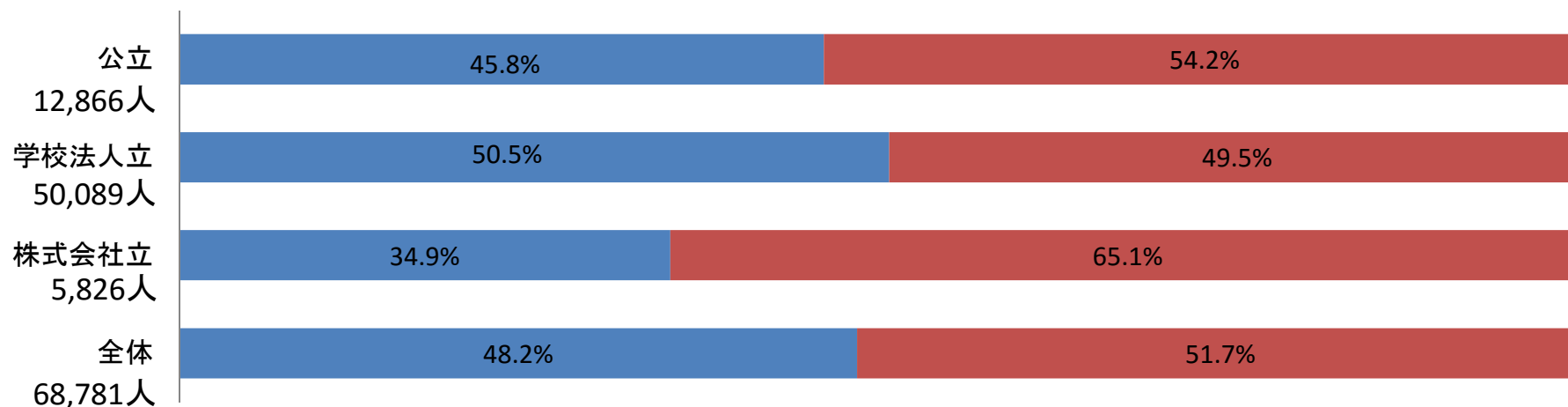
③ 平成28年度卒業生の在籍期間の割合(学校ごと)



(2) 生徒の現状等

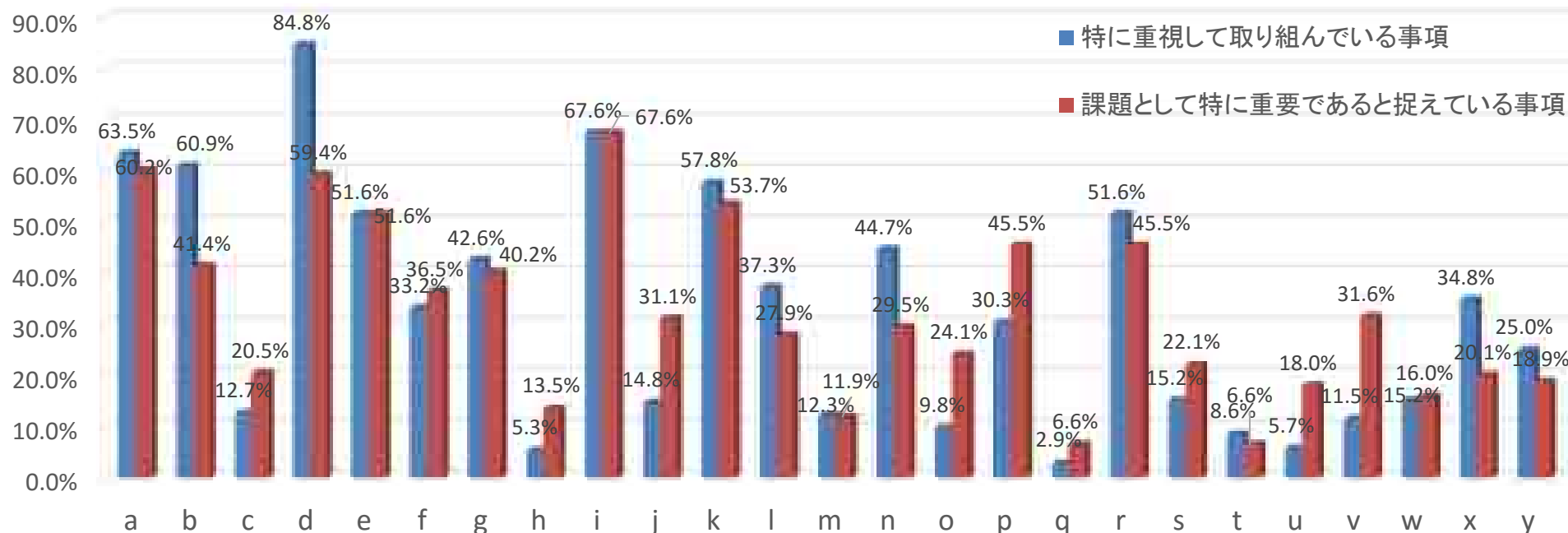
④ 平成28年度入学者数とその内訳(新入学者、編入学・転籍者)

■ 新入学者
■ 編入学・転籍者



(3) 高等学校通信制課程において特に重視している取組と課題

① 重視して取り組んでいる事項及び課題として特に重要と捉えている事項

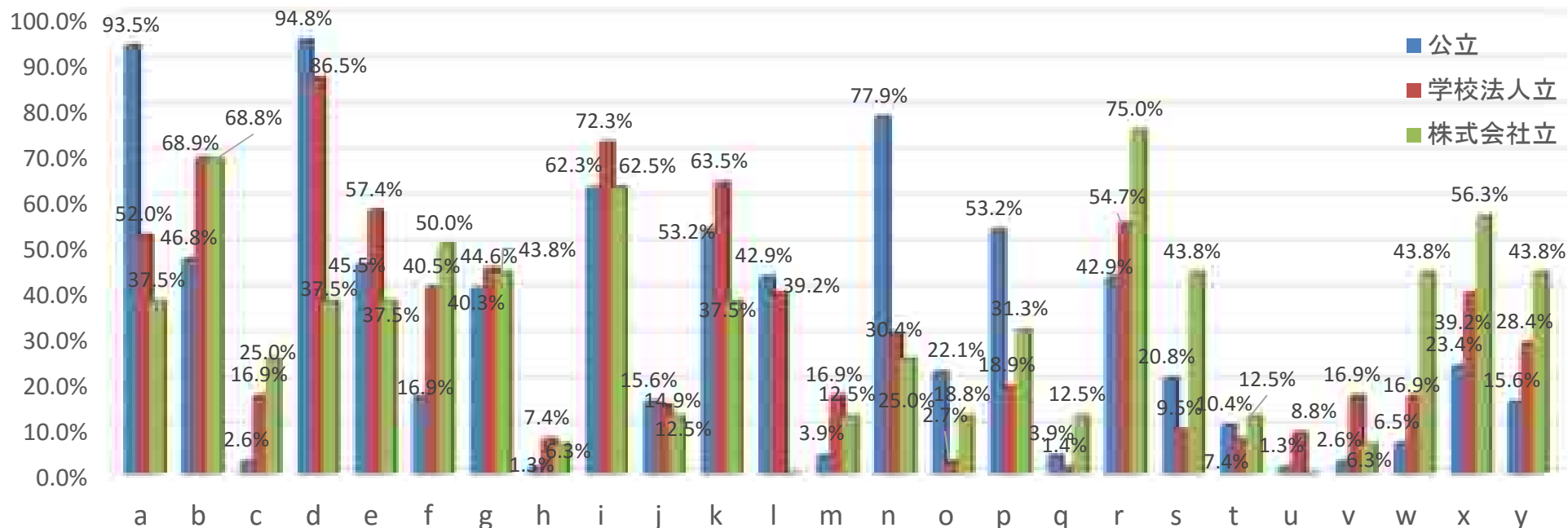


【特に重視している取組の選択肢(学校ごとに8つ選択)】

- a 添削指導の充実(添削課題の作成、生徒の回答内容を踏まえた添削コメントの充実等)
- b 少人数指導や個別指導
- c 習熟度別指導
- d 履修・学習状況のきめ細かな把握・管理
- e 義務教育段階における学習内容、基礎的な知識・技能の定着のための指導・支援
- f 大学入試対策のための指導・支援
- g 就職のための指導、支援
- h 職業教育(実践的な技術習得のための指導等)
- i 進路指導、キャリア教育
- j 思考力、判断力、表現力の育成等のための指導、支援
- k 特別活動等による集団生活や人間関係づくり、コミュニケーションスキル等の育成
- l 学習規律の維持等のための生徒指導
- m 生徒の非行や犯罪行為の防止に関する指導や対応
- n スクールカウンセラー等による教育相談
- o 経済的困難、生活困窮世帯の生徒に対する支援(スクールソーシャルワーカーの配置等を含む)
- p 発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒に対する支援、専門的な対応
- q 日本語を母国語としない生徒への指導、支援
- r 学習意欲等に課題がある生徒に対する日常的な働きかけや支援
- s 生徒への指導、支援におけるICTの活用
- t 部活動の充実
- u 施設設備の充実(実験・実習のための施設設備、運動場等)
- v 教員配置の充実
- w 学校経営の安定化
- x 法令順守の徹底(学習指導要領、特区法等)
- y 連携施設(技能教育施設、サポート施設等)との適切な連携・協力関係の確保

(3) 高等学校通信制課程において特に重視している取組と課題

② 重視して取り組んでいる事項(設置者別)

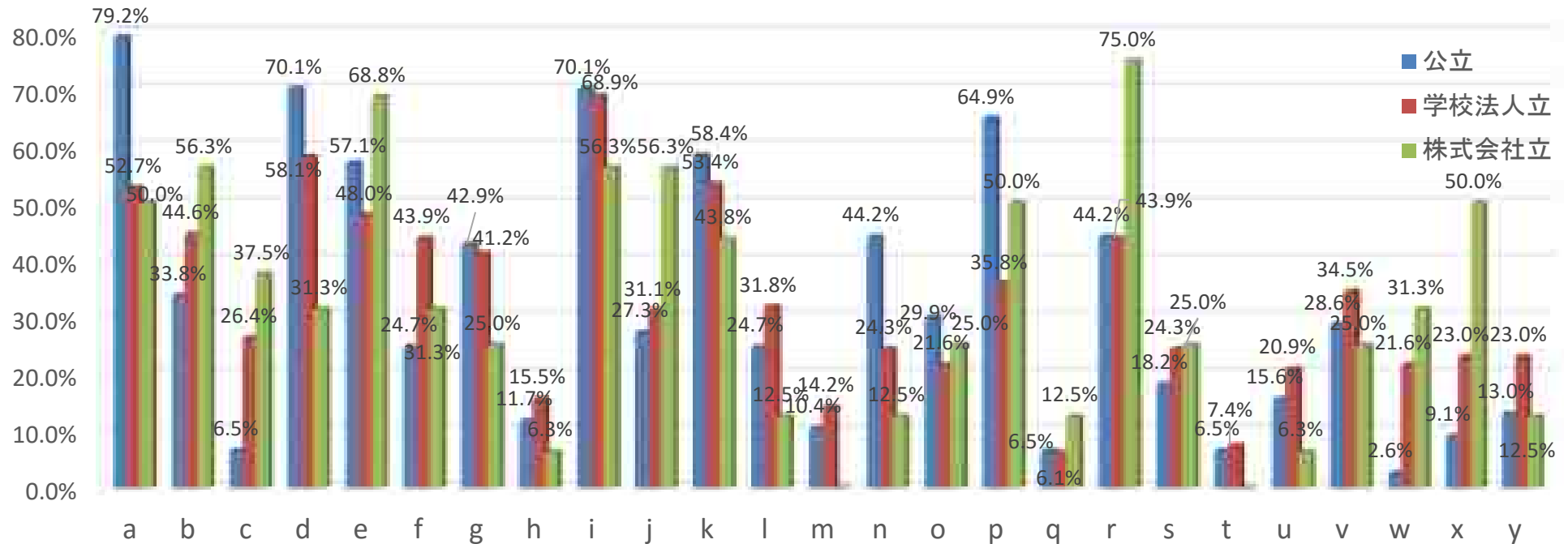


【特に重視している取組の選択肢(学校ごとに8つ選択)】

- a 添削指導の充実(添削課題の作成、生徒の回答内容を踏まえた添削コメントの充実等)
- b 少人数指導や個別指導
- c 習熟度別指導
- d 履修・学習状況のきめ細かな把握・管理
- e 義務教育段階における学習内容、基礎的な知識・技能の定着のための指導・支援
- f 大学入試対策のための指導・支援
- g 就職のための指導、支援
- h 職業教育(実践的な技術習得のための指導等)
- i 進路指導、キャリア教育
- j 思考力、判断力、表現力の育成等のための指導、支援
- k 特別活動等による集団生活や人間関係づくり、コミュニケーションスキル等の育成
- l 学習規律の維持等のための生徒指導
- m 生徒の非行や犯罪行為の防止に関する指導や対応
- n スクールカウンセラー等による教育相談
- o 経済的困難、生活困窮世帯の生徒に対する支援(スクールソーシャルワーカーの配置等を含む)
- p 発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒に対する支援、専門的な対応
- q 日本語を母国語としない生徒への指導、支援
- r 学習意欲等に課題がある生徒に対する日常的な働きかけや支援
- s 生徒への指導、支援におけるICTの活用
- t 部活動の充実
- u 施設設備の充実(実験・実習のための施設設備、運動場等)
- v 教員配置の充実
- w 学校経営の安定化
- x 法令順守の徹底(学習指導要領、特区法等)
- y 連携施設(技能教育施設、サポート施設等)との適切な連携・協力関係の確保

(3) 高等学校通信制課程において特に重視している取組と課題

③ 課題として特に重要であると捉えている事項(設置者別)



【特に重視している取組の選択肢(学校ごとに8つ選択)】

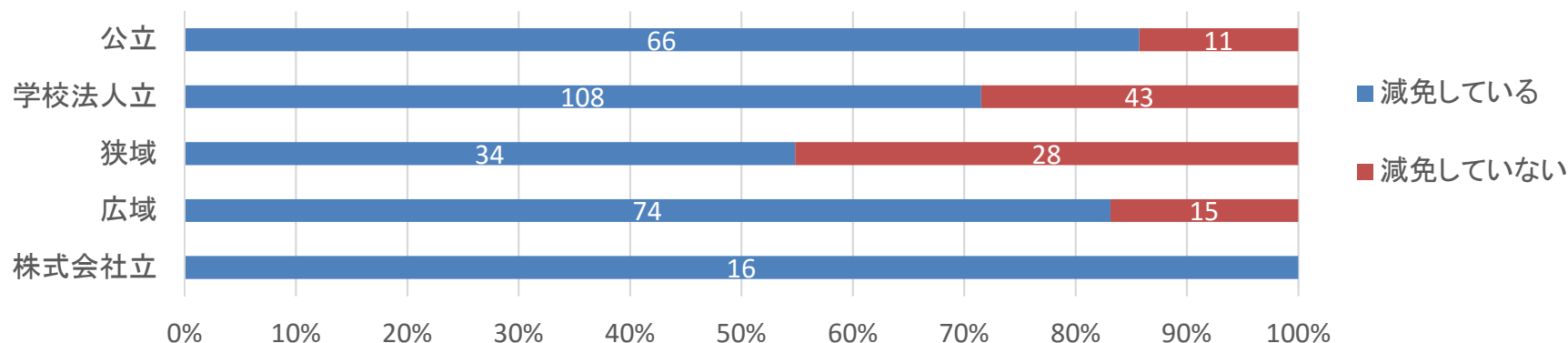
- a 添削指導の充実(添削課題の作成、生徒の回答内容を踏まえた添削コメントの充実等)
- b 少人数指導や個別指導
- c 習熟度別指導
- d 履修・学習状況のきめ細かな把握・管理
- e 義務教育段階における学習内容、基礎的な知識・技能の定着のための指導・支援
- f 大学入試対策のための指導・支援
- g 就職のための指導、支援
- h 職業教育(実践的な技術習得のための指導等)
- i 進路指導、キャリア教育
- j 思考力、判断力、表現力の育成等のための指導、支援
- k 特別活動等による集団生活や人間関係づくり、コミュニケーションスキル等の育成
- l 学習規律の維持等のための生徒指導
- m 生徒の非行や犯罪行為の防止に関する指導や対応
- n スクールカウンセラー等による教育相談
- o 経済的困難、生活困窮世帯の生徒に対する支援(スクールソーシャルワーカーの配置等を含む)
- p 発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒に対する支援、専門的な対応
- q 日本語を母国語としない生徒への指導、支援
- r 学習意欲等に課題がある生徒に対する日常的な働きかけや支援
- s 生徒への指導、支援におけるICTの活用
- t 部活動の充実
- u 施設設備の充実(実験・実習のための施設設備、運動場等)
- v 教員配置の充実
- w 学校経営の安定化
- x 法令順守の徹底(学習指導要領、特区法等)
- y 連携施設(技能教育施設、サポート施設等)との適切な連携・協力関係の確保

(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

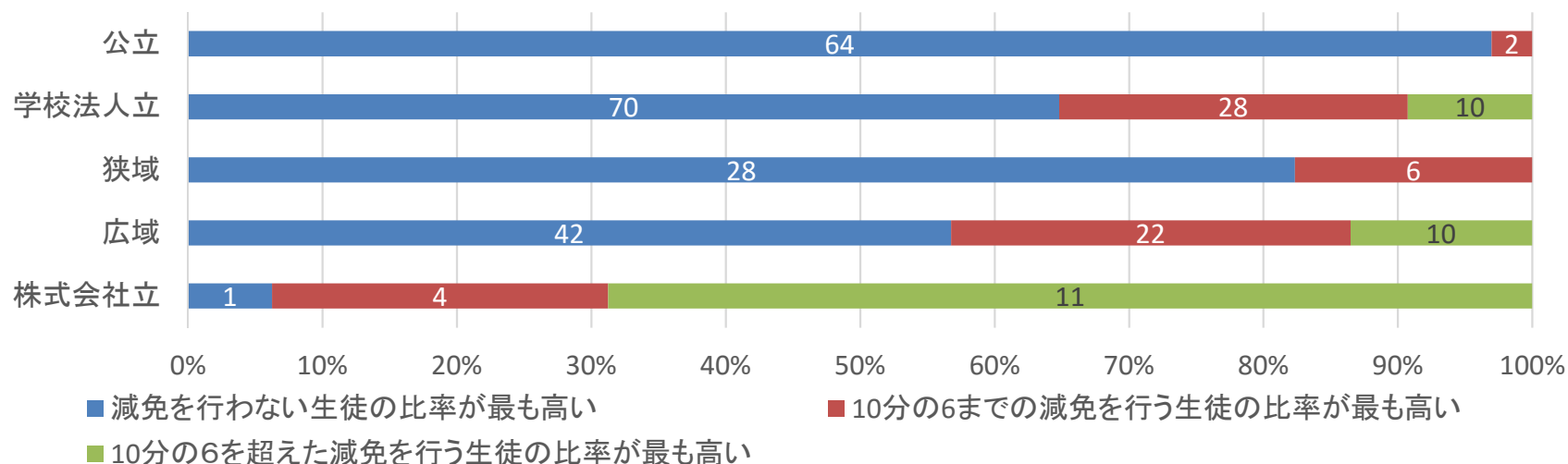
高等学校学習指導要領 第一章第7款

4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

① 面接指導時間の減免の実施状況

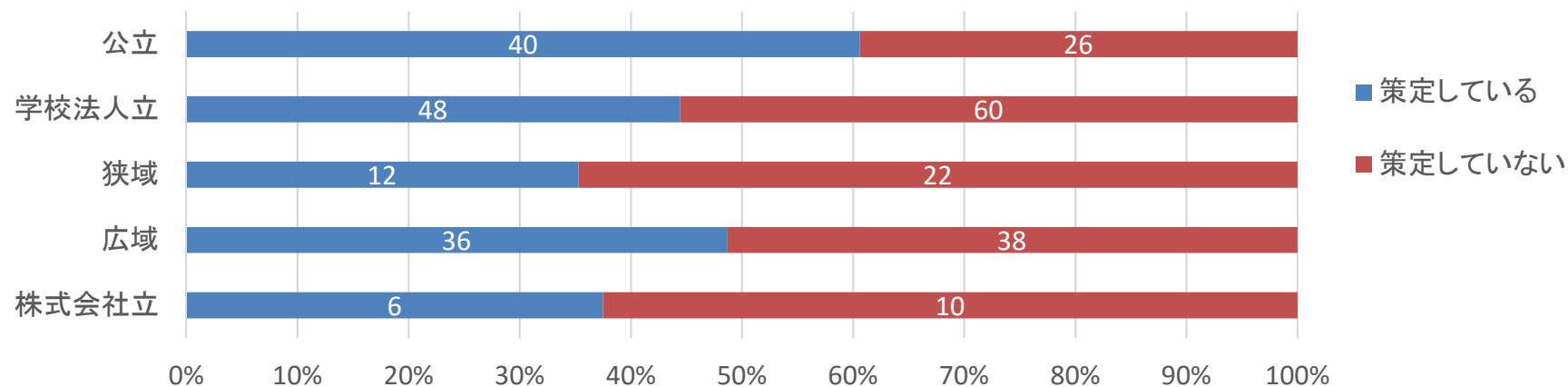


② 面接指導時間を減免している生徒の比率(学校ごと)



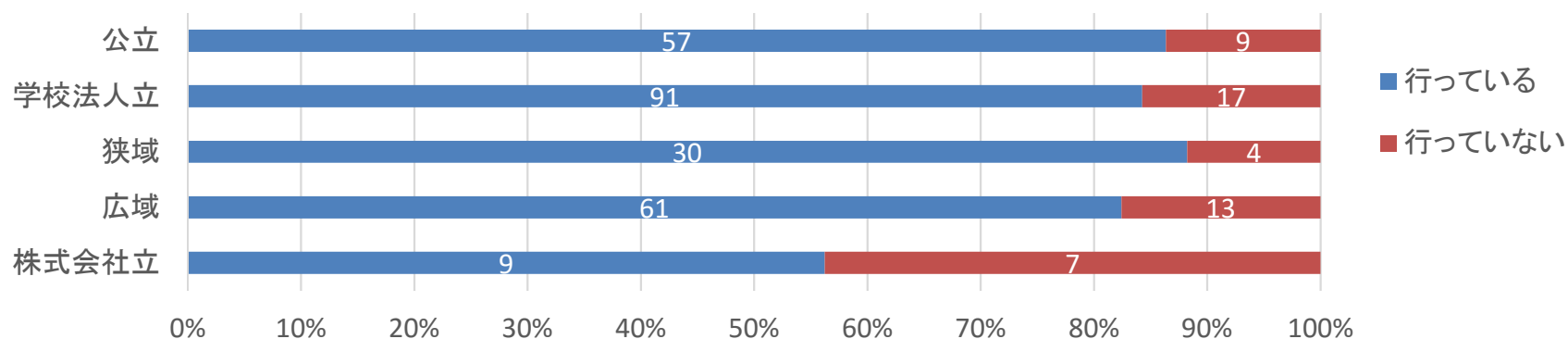
(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

③ 面接指導時間の減免に係る基準、指針、内規等の策定の有無



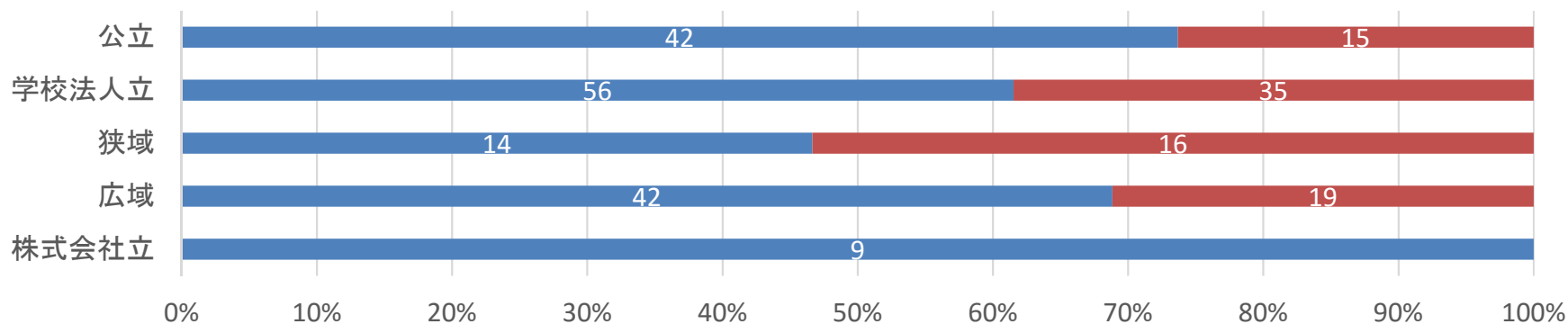
(4) 多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

④ 実時間減免(※)の実施について



※本調査における「実時間減免」とは、例えば、国語総合(4単位)の場合、高等学校学習指導要領の規定により、面接指導の単位時間数は4単位時間となるが、生徒が2単位時間分程度(又はそれ以下)のメディア視聴を行い、報告課題の作成等により成果が満足できると認められれば、面接指導の単位時間を4単位時間から2単位時間に減免するような運用をいう。

⑤ 実時間減免の運用について



■ 減免を行う場合、実時間減免とすることが一般的である(減免を行う生徒のうち、実時間減免の生徒が最も多い)

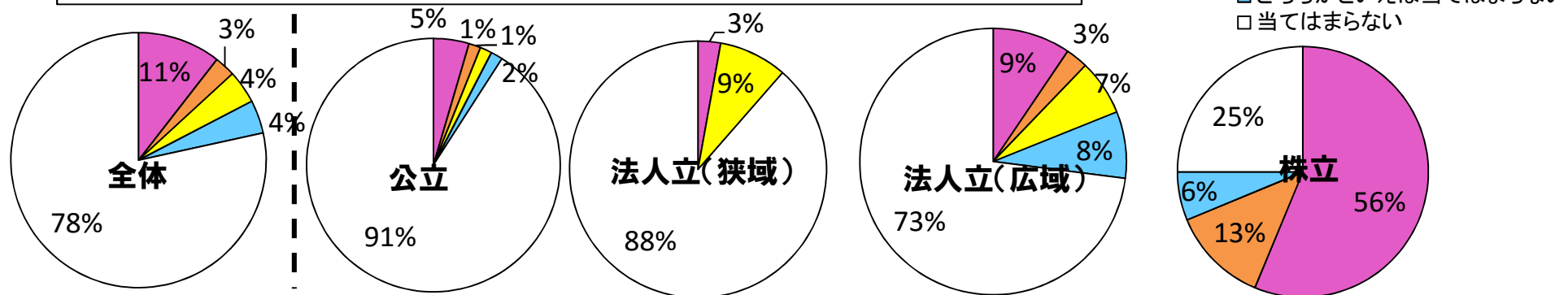
■ 減免を行う場合、実時間減免とすることは一般的ではない(一部の生徒に対して限定的に実時間減免を運用している)(※)

(※)例えば、面接指導について、何らかの事情により既定の単位時間数分の受講ができなかった生徒に対する配慮として、実時間減免を行う場合などをいう。

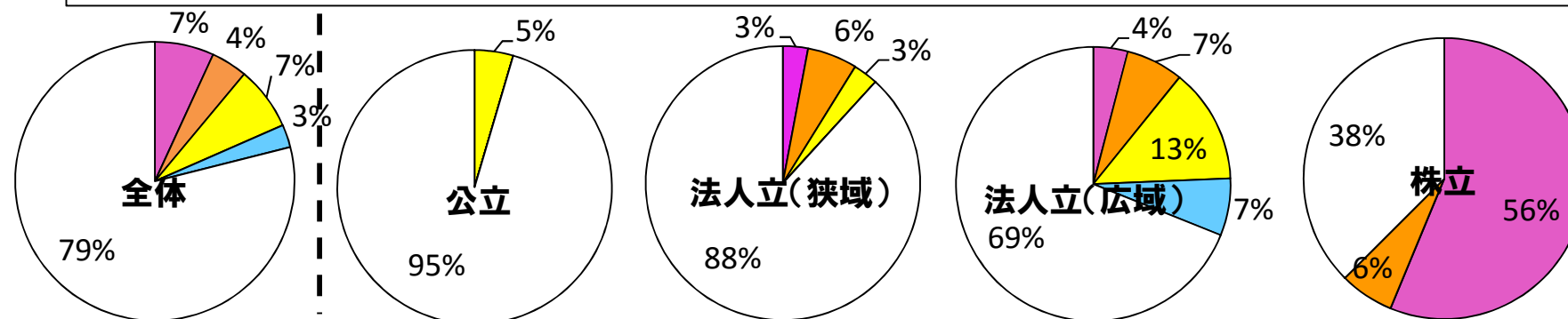
(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

⑥ 面接指導時間の減免の取扱い

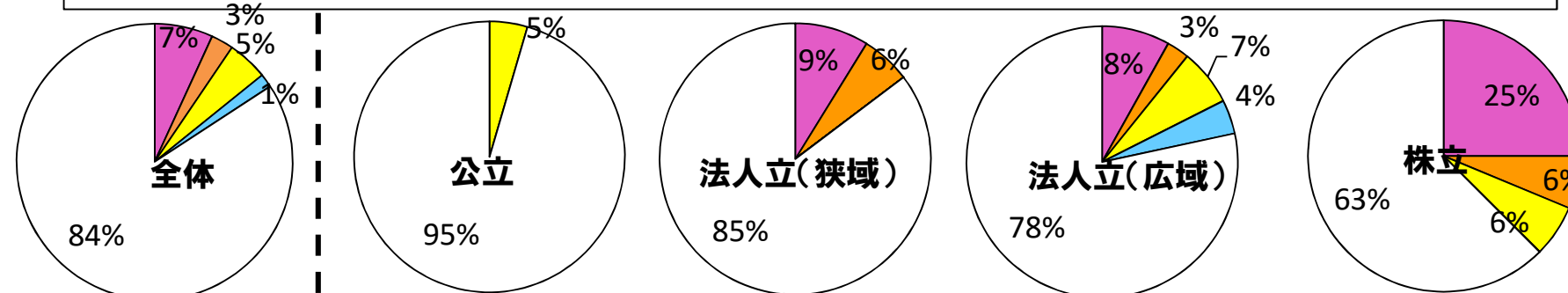
a 全生徒について、10分の6を超えた減免を原則としている



b 集中スクーリングを受講する生徒について、10分の6を超えた減免を原則としている



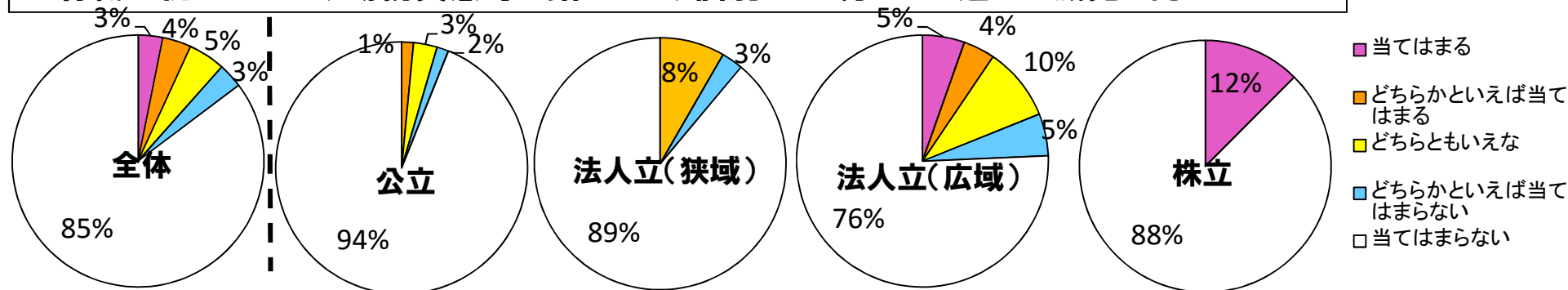
c 特定のコースを選択する生徒について、10分の6を超えた減免を原則としている



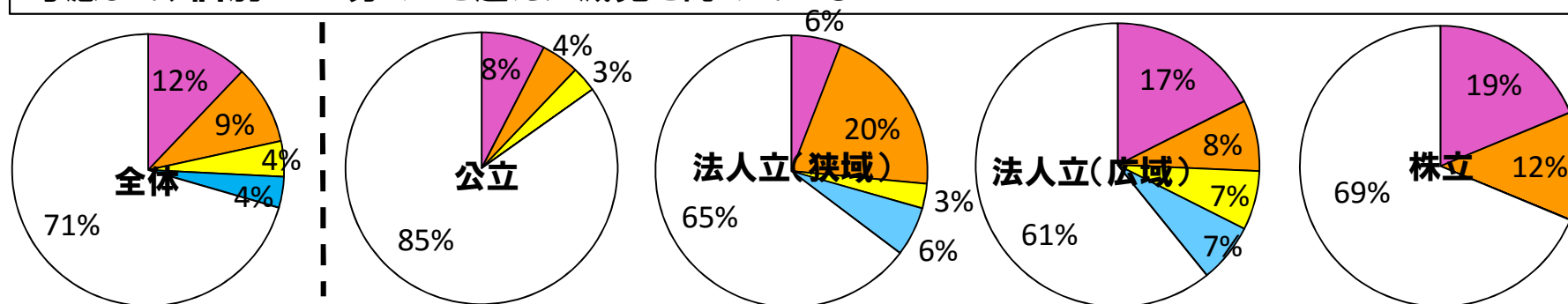
(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

⑥ 面接指導時間の減免の取扱い

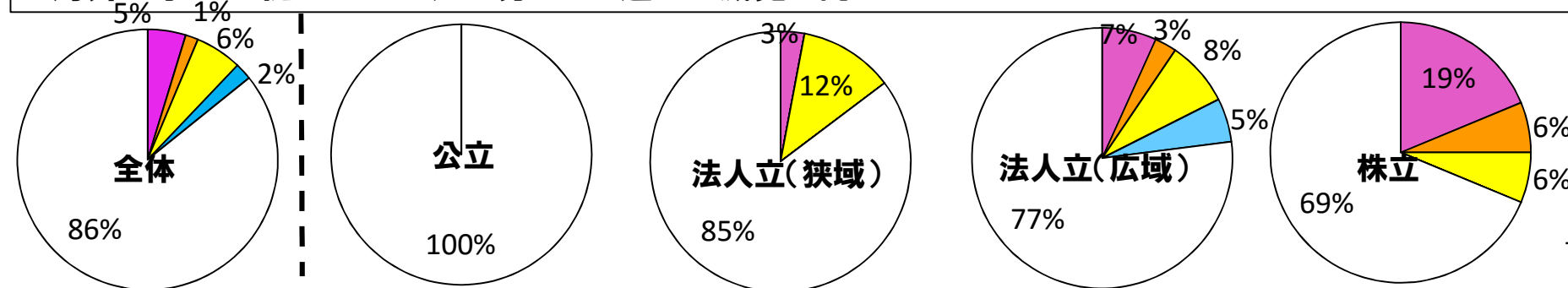
d 有職生徒について、勤務実態等を踏まえて、個別に10分の6を超えた減免を認めている



e 疾病による療養又は障害、集団行動や対面でのコミュニケーションが困難であるなど、個々の生徒の状態を考慮して、個別に10分の6を超えた減免を認めている



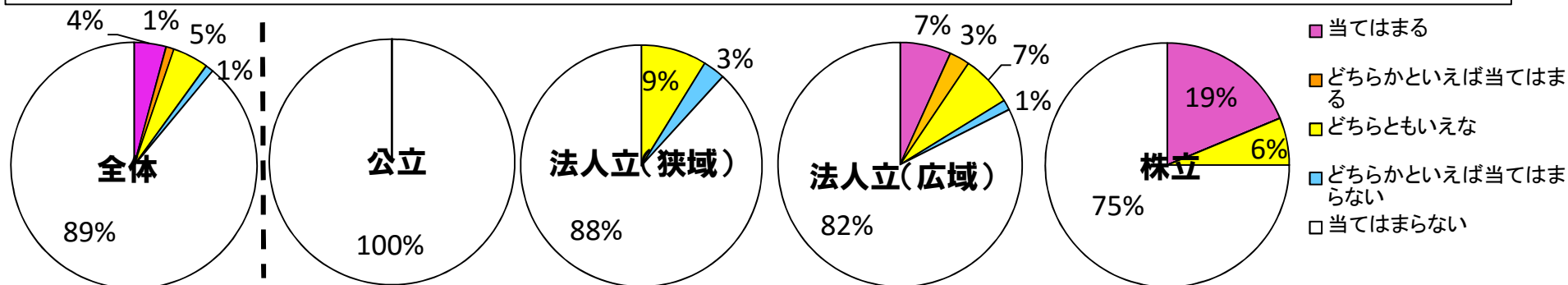
f 海外で学ぶ生徒について、10分の6を超えた減免を認めている



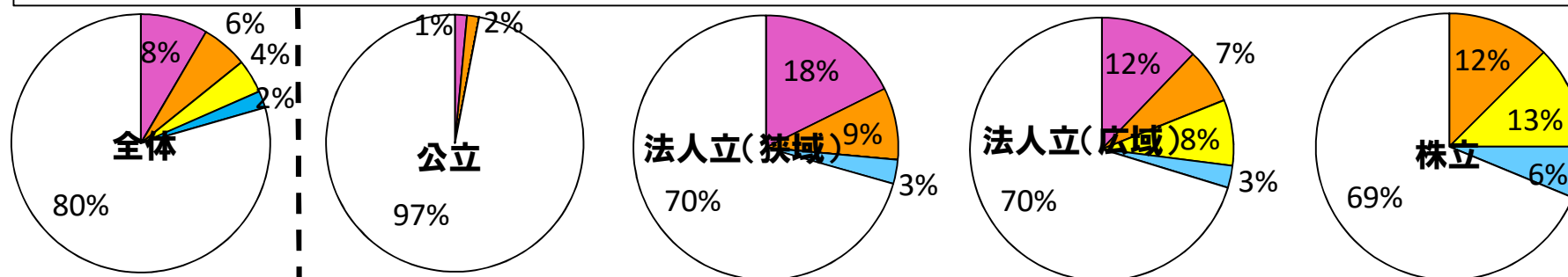
(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

⑥ 面接指導時間の減免の取扱い

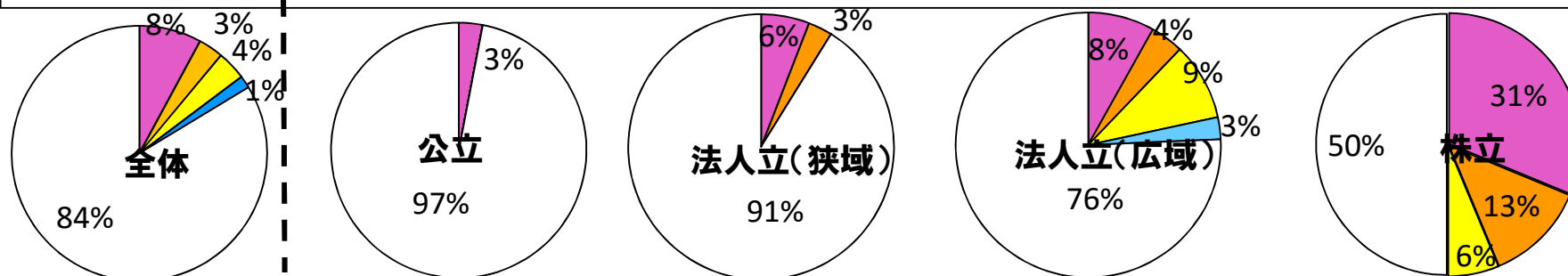
g スポーツや文化活動等に特に力をいれている生徒について、10分の6を超えた減免を認めている



h d~gには該当しないが、欠席等により面接指導の時間数が足りない生徒への個別対応として、10分の6を超えた減免を認めている



i 自校で作成・配信等を行う教材・コンテンツ等を用いて学ぶ生徒について、その学習効果に鑑みて、10分の6を超えた減免を認めている

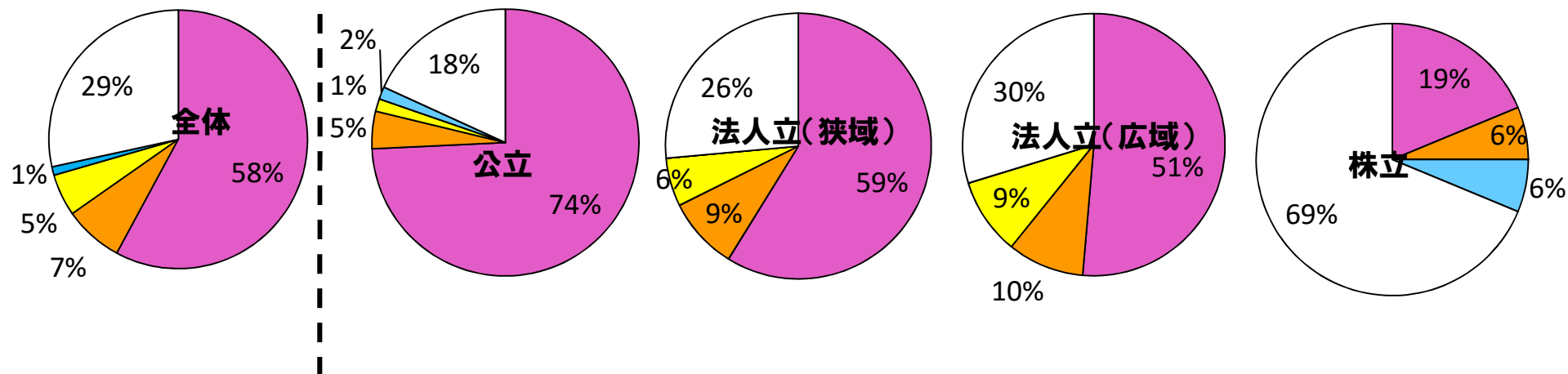


(4)多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

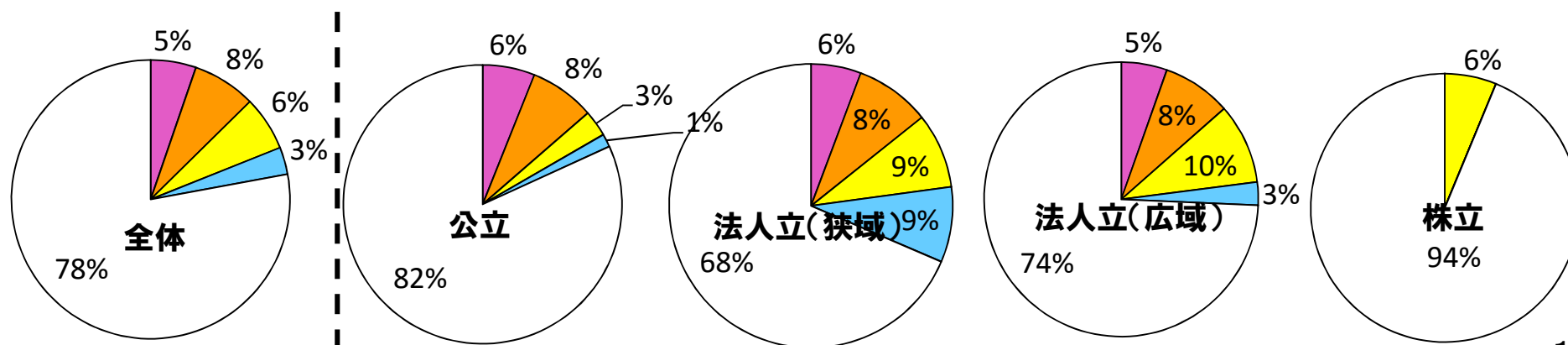
⑥ 面接指導時間の減免の取扱い

j 原則として、10分の6以内としている

- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない

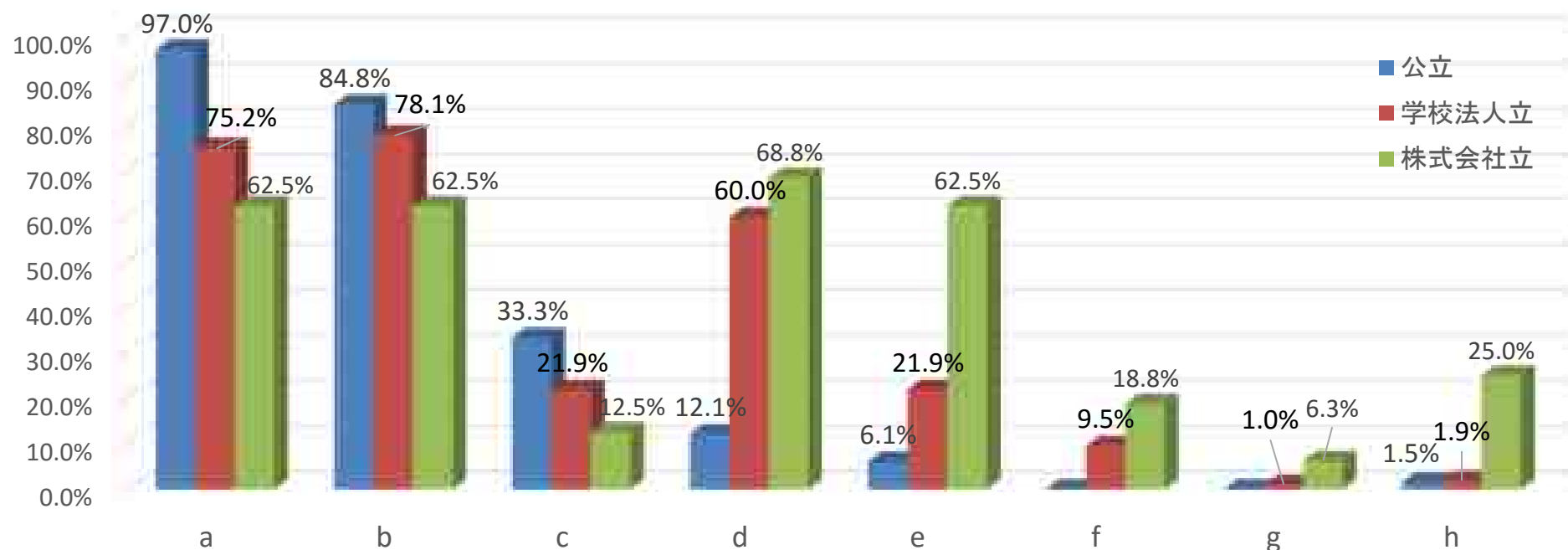


k 原則として、減免は行わないこととしている



(4) 多様なメディアを利用した学習による面接指導時間数の減免

⑦ 利用しているメディアの種類



【利用しているメディアの種類を選択肢】

- a 高校講座(テレビ・ラジオ)
- b 高校講座(ウェブサイト)
- c 高校講座以外のテレビ・ラジオ番組
- d DVD・ビデオ・インターネットによる授業映像等の配信(一方向、市販)
- e DVD・ビデオ・インターネットによる授業映像等の配信(一方向、自校作成)
- f インターネット等を利用した指導(双方向、実施校の教員による指導)
- g インターネット等を利用した指導(双方向、実施校の教員以外の者による指導)
- h その他

(5)通学コースの運営状況等

本調査における「通学コース」とは、通信制高校の生徒が、定期的に、週1日以上通学して学習するコース(※1)のことをいう。

高等学校学習指導要領に規定する面接指導に該当するか、面接指導には当たらない教育課程外の補習指導等であるか、また、集団的な指導であるか、個別指導であるかは問わないものとする。

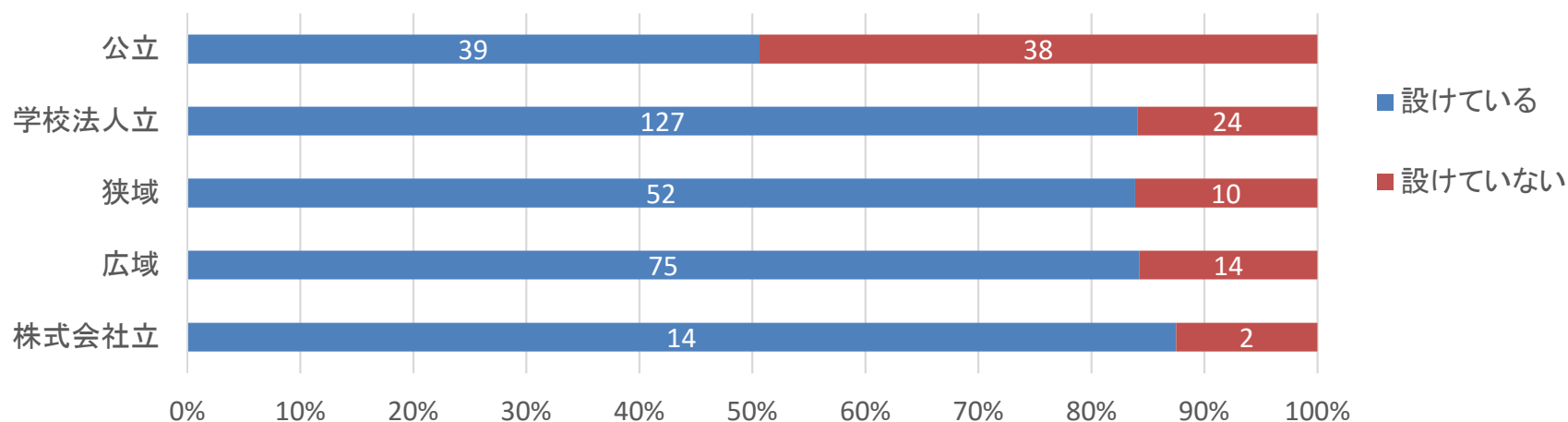
(※1)「通学コース」については以下の2つに分類。

・「自校通学コース」…通学コースのうち、主として高等学校の校舎又は設置者が設置する施設において、高等学校の教職員が中心に指導に当たるもの

・「提携通学コース」…提携する教育施設(※2)が運営する通学コースであって、当該高等学校の生徒が利用することを前提に教育内容等が定められ、当該高等学校のホームページやパンフレット等において生徒が利用可能な通学コースとして紹介され、当該高等学校を通じた申し込みが可能であるなど、当該高等学校との連携の下で提供されるもの

(※2)教育施設は、協力校、技能教育施設、民間のサポート施設等の設置形態は問わないものとする。

① 自校通学コースについて



(5)通学コースの運営状況等

② 利用している生徒数

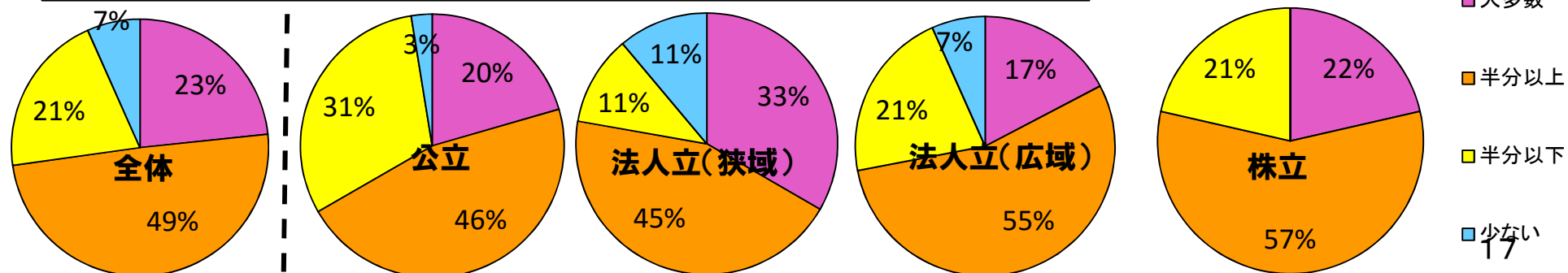
	利用生徒総数	校数	週1日のコース	校数	週2日～4日のコース	校数	週5日のコース
公立	15,233	37	12,926	10	1,140	1	370
学校法人立	42,304	71	7,435	70	13,672	60	17,361
うち狭域	10,121	27	1,556	20	3,992	20	3,456
うち広域	32,183	44	5,879	50	9,680	40	13,905
株式会社立	5,081	8	707	12	1,233	9	3,141
合計	62,618	116	21,068	92	16,045	70	20,872

生徒数は平成29年5月1日現在とし、推計値での回答も可とした。また、学校としてコースの内訳を把握していない場合は未回答も可としているため、各コースの内訳は利用生徒総数に満たない。
各教科・科目ごとに生徒が選択するような仕組みとなっている場合には、一つの教科・科目でも自校通学コースを選択している生徒数について記載。

③ 自校通学コースの生徒の進路希望、特徴、カリキュラムの特徴等

ア 自校通学コースを利用する生徒の特徴

a 不登校・中退経験等があり、学校生活への適応に困難を抱える生徒



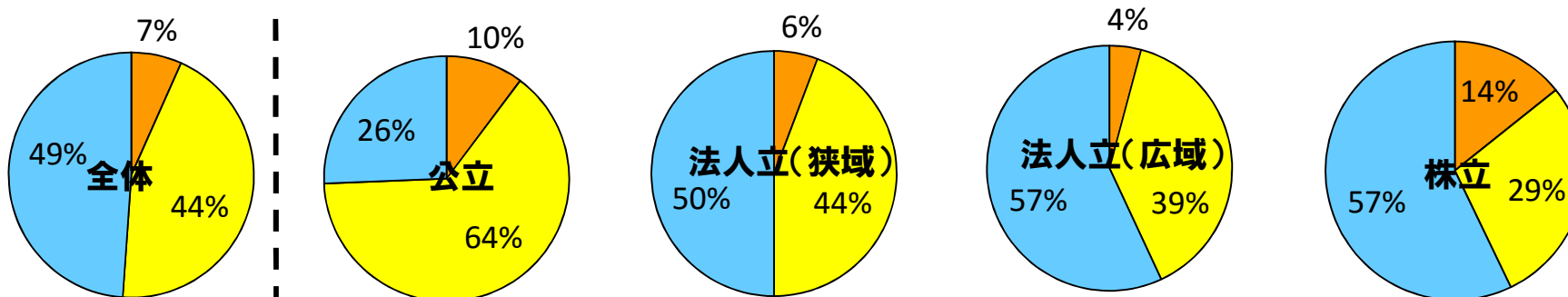
■ 大多数
■ 半分以上
■ 半分以上
■ 少ない

(5)通学コースの運営状況等

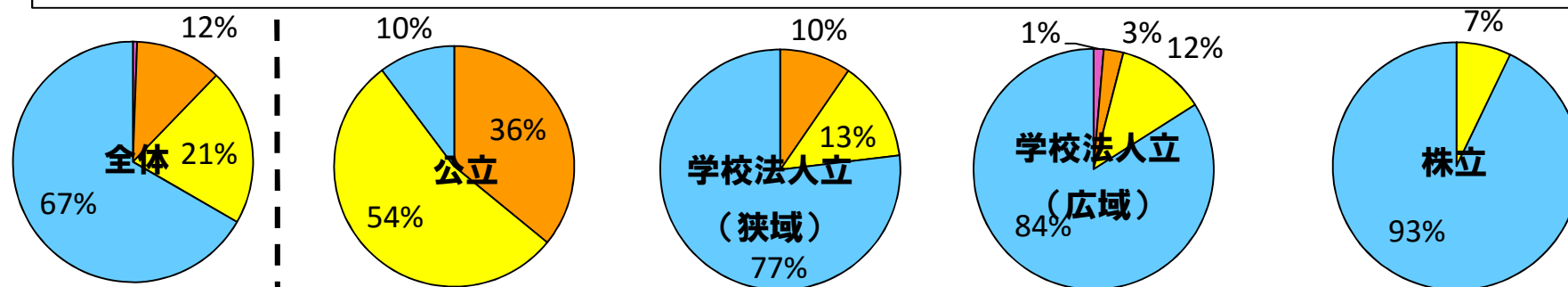
ア 自校通学コースを利用する生徒の特徴

b 発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒

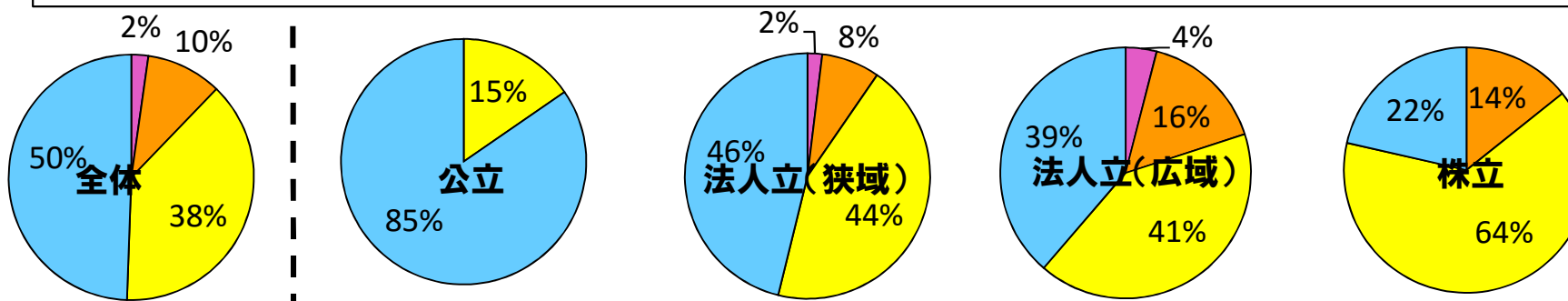
■ 大多数 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 少ない



c 有職生徒



d 大学入試対策に重点を置いた指導を希望する生徒

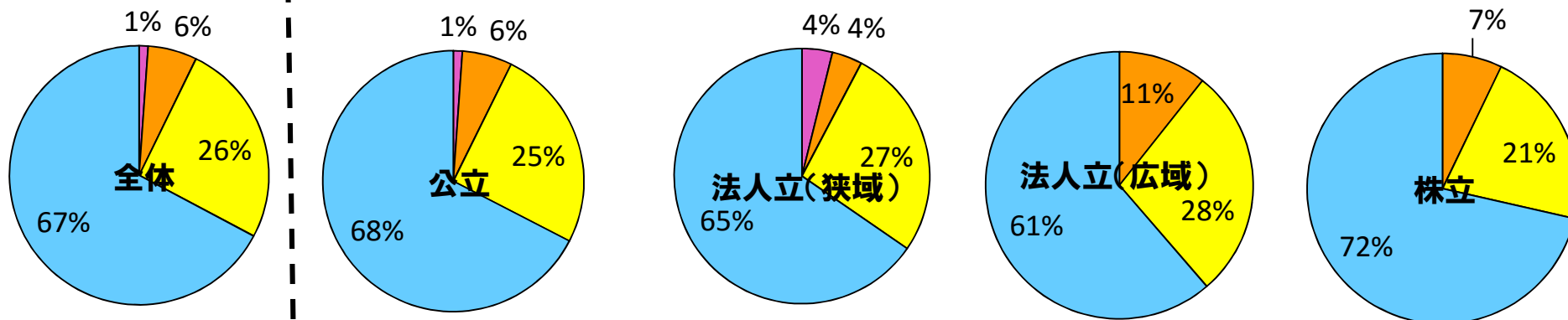


(5)通学コースの運営状況等

ア 自校通学コースを利用する生徒の特徴

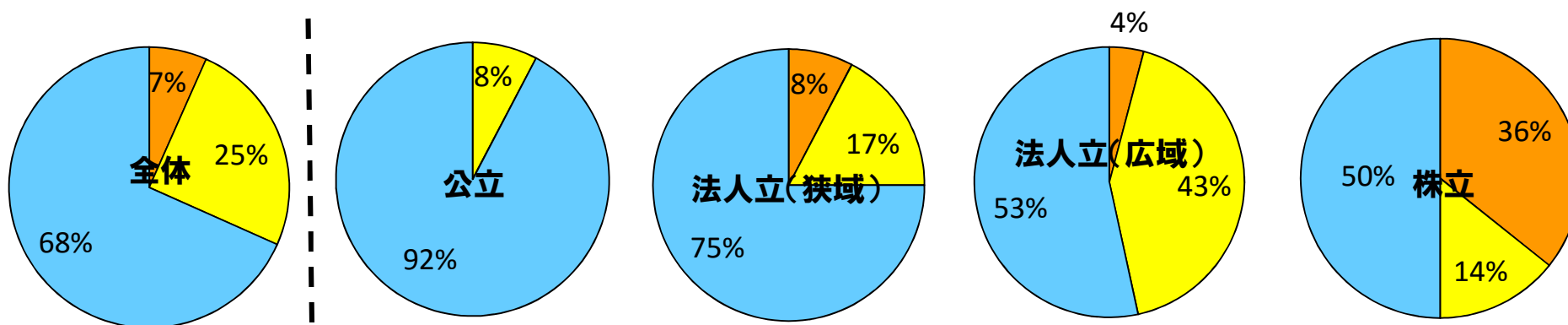
e 各種の職業教育プログラムを希望する生徒

■ 大多数 ■ 半分以上 ■ 半分以下 ■ 少ない



イ 自校通学コースを利用する生徒の進路希望

a 選抜性の高い大学への進学希望者

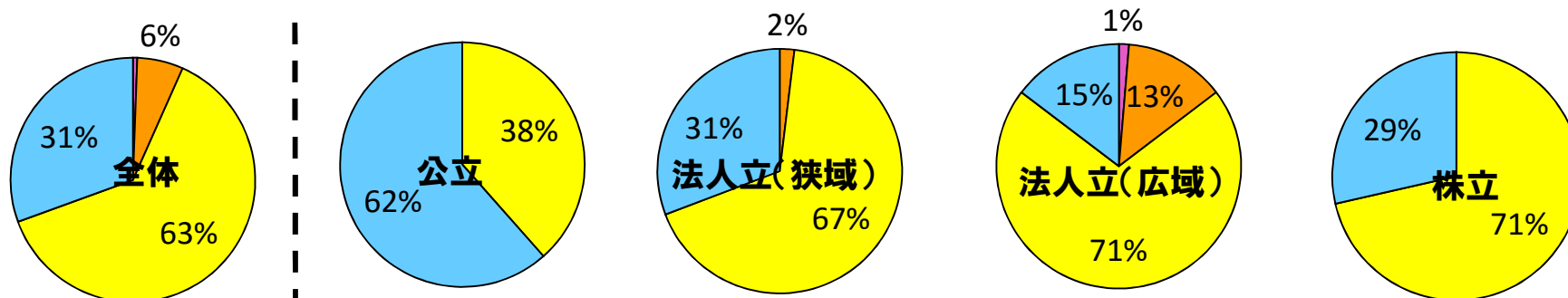


(5)通学コースの運営状況等

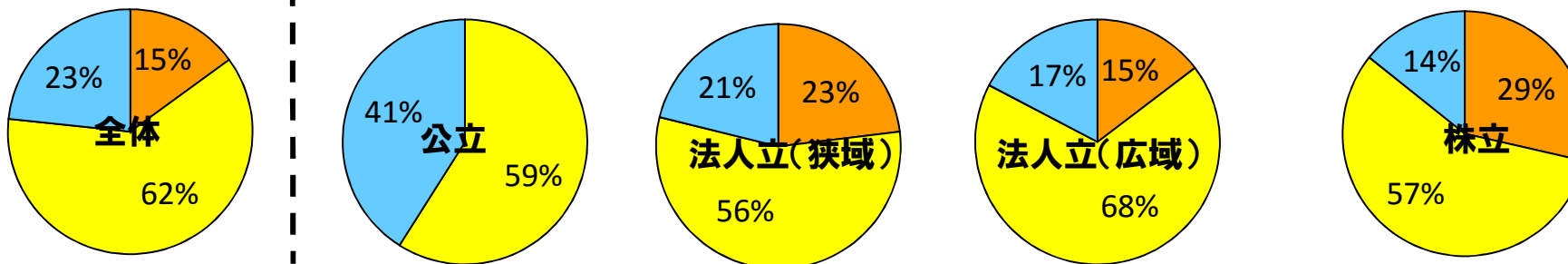
イ 自校通学コースを利用する生徒の進路希望

b 選抜制の高い大学以外の大学・短大等への進学希望者

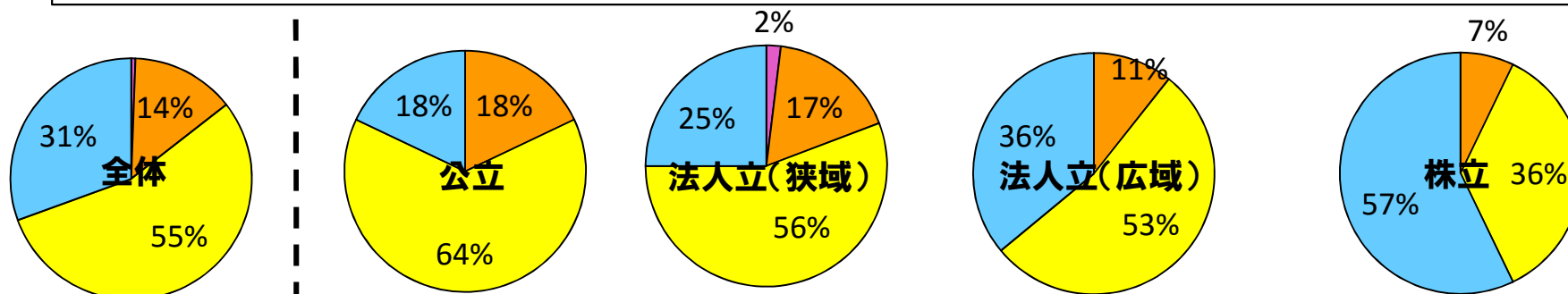
■ 大多数 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上 ■ 半分以上



c 専修学校への進学希望者



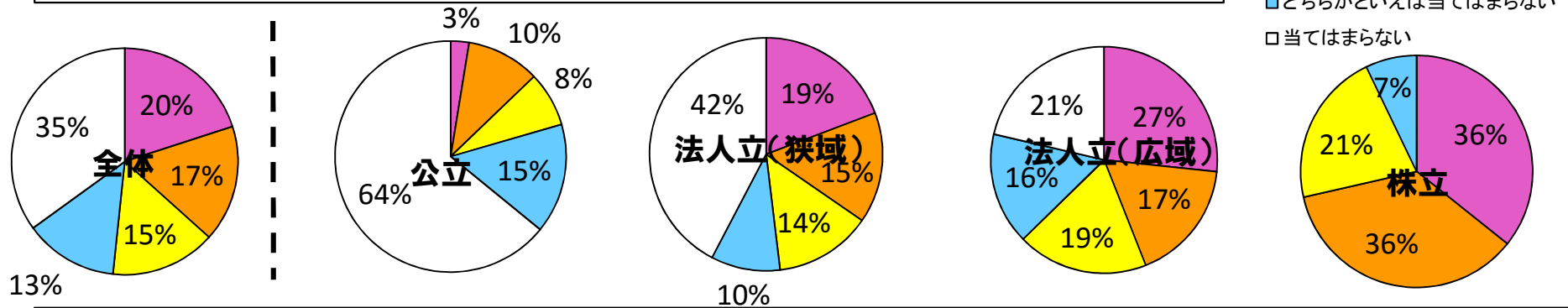
d 就職希望者



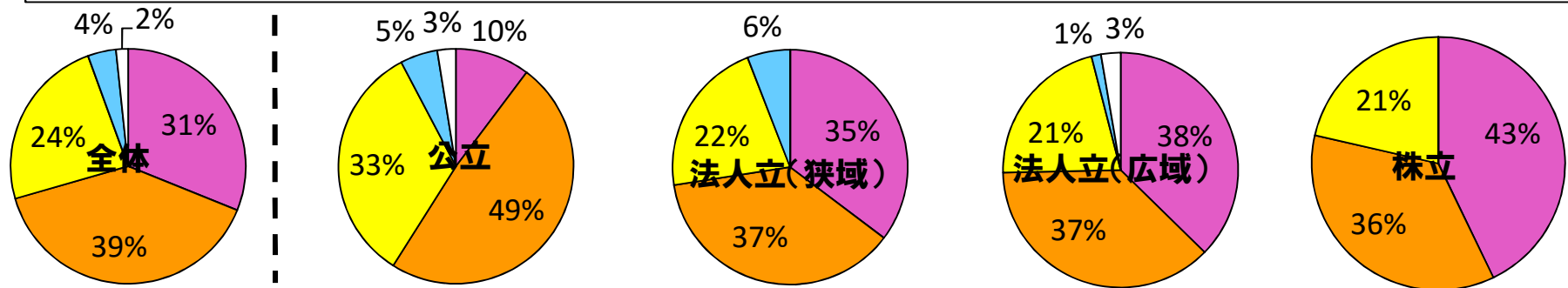
(5) 通学コースの運営状況等

ウ 自校通学コースのカリキュラムの特徴

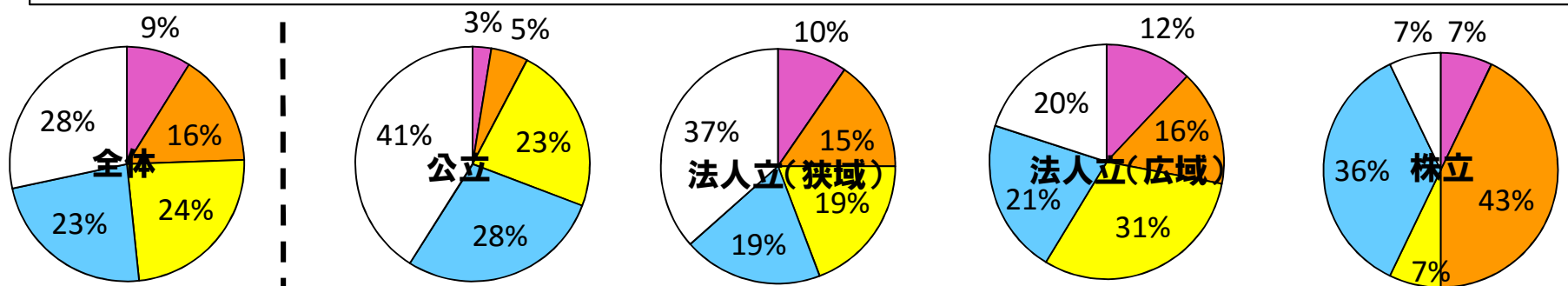
a 習熟度別指導を積極的に取り入れている



b 義務教育段階の学び直しに力を入れている



c 大学入試対策に重点化している

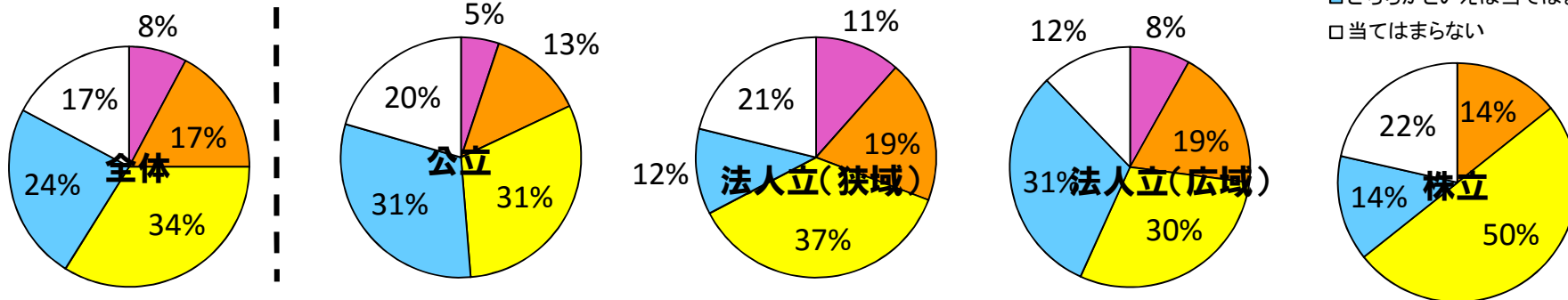


(5)通学コースの運営状況等

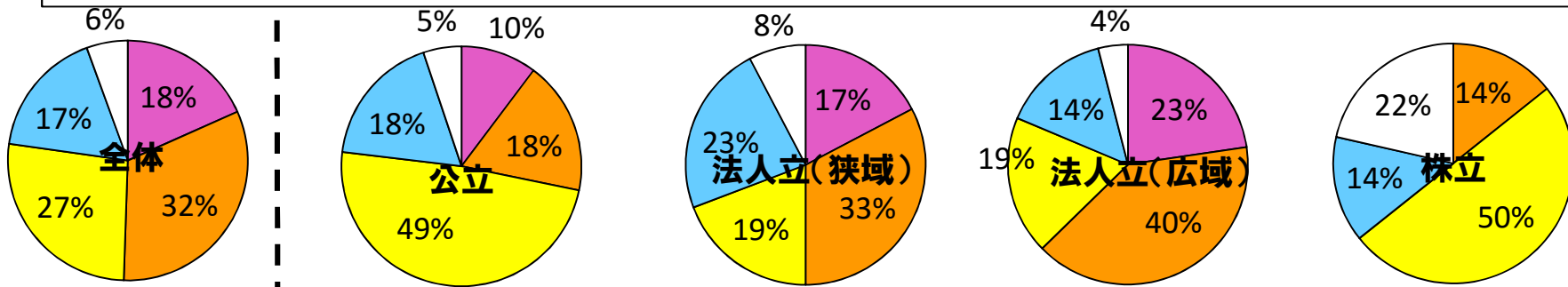
ウ 自校通学コースのカリキュラムの特徴

d 職業教育に力を入れている

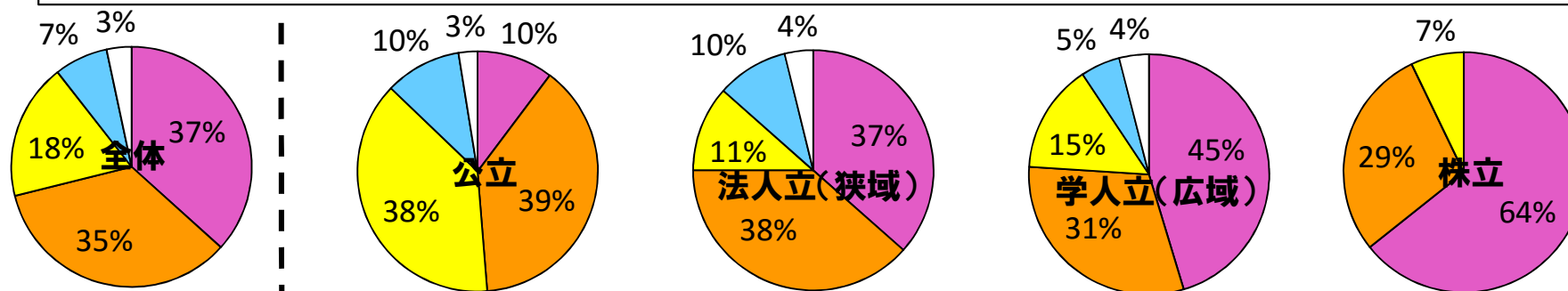
- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



e 横断的・総合的な学習や探究的な学習の機会を積極的に設けている



f 集団活動や人間関係づくり、コミュニケーションスキル育成等の機会を積極的に設けている

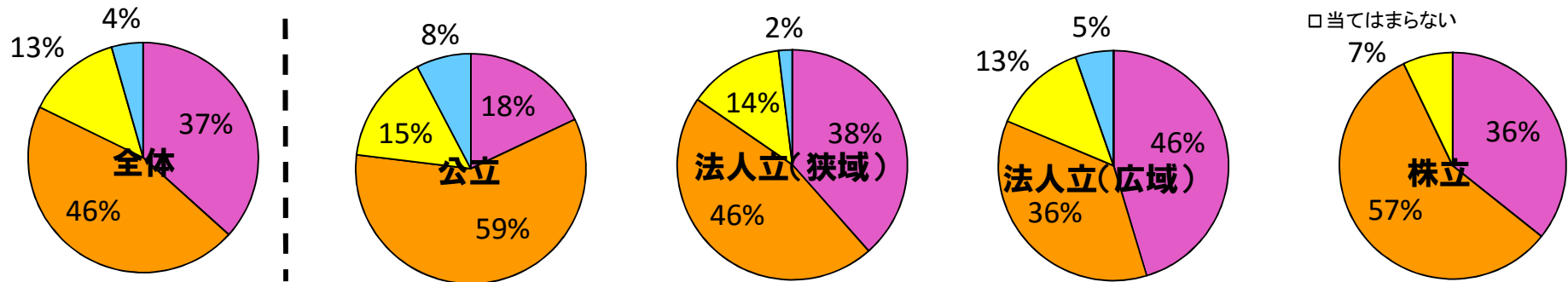


(5)通学コースの運営状況等

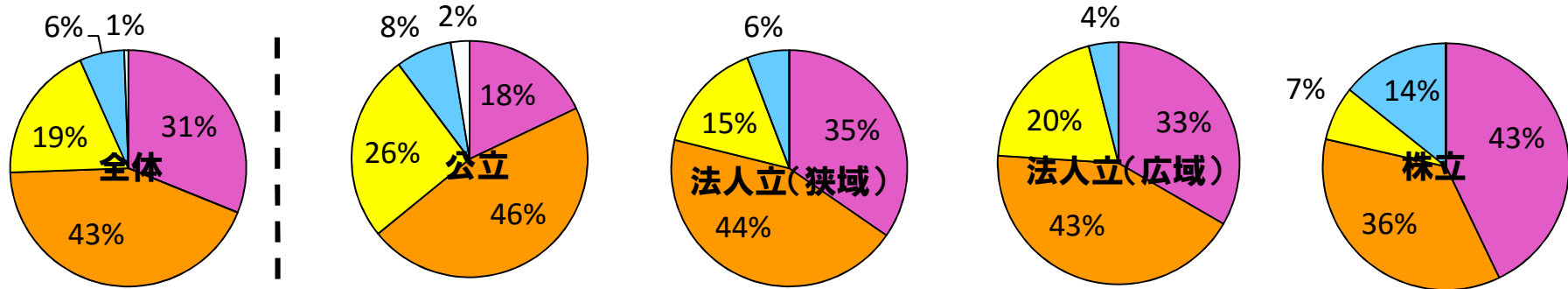
ウ 自校通学コースのカリキュラムの特徴

g 生徒指導や教育相談に力を入れている

- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



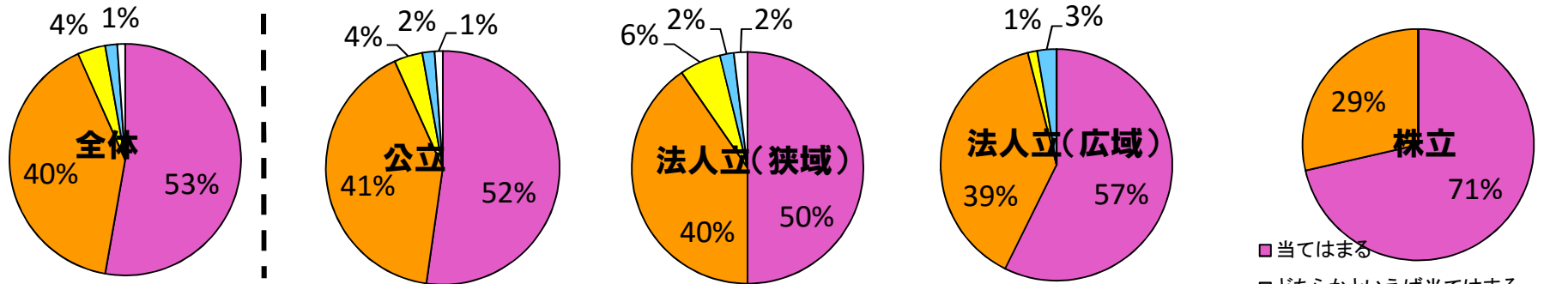
h 進路指導、キャリア教育に力を入れている



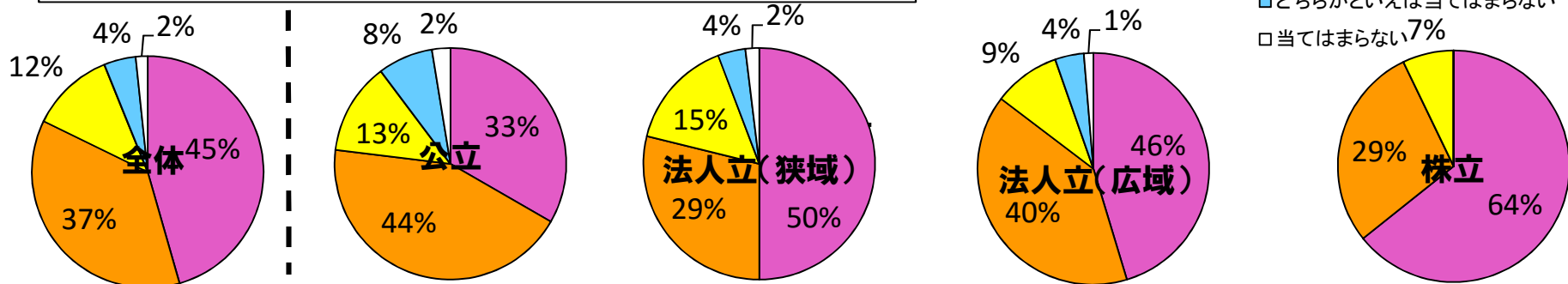
(5)通学コースの運営状況等

エ 自校通学コースを設ける目的・意義

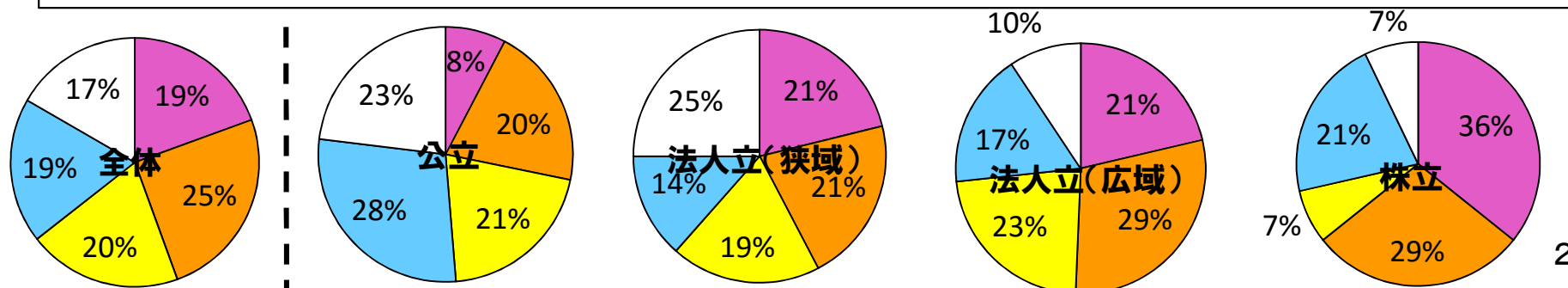
a 自律的、計画的に学習を進めることに課題がある生徒に対して、日常的な学習支援の充実を図る



b 学び直し等により基礎的な知識・技能の定着を図る



c 大学入試対策の指導により進路実現を図る

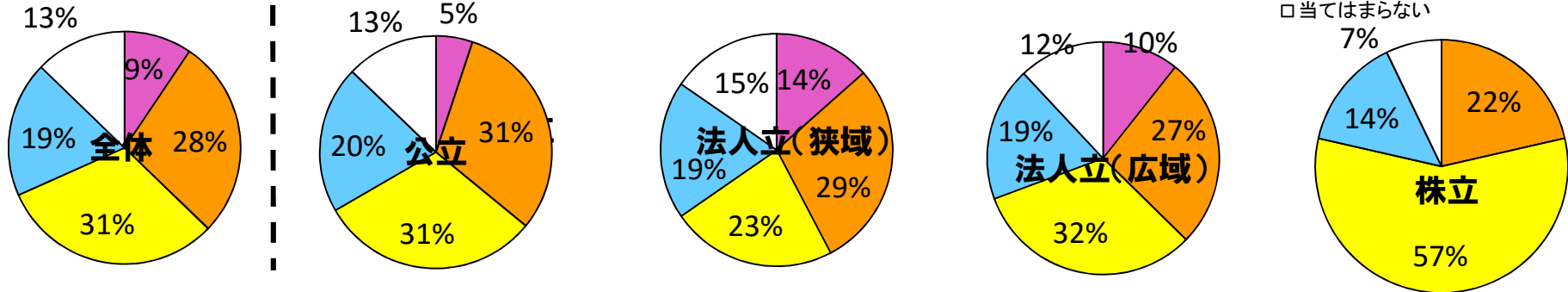


(5)通学コースの運営状況等

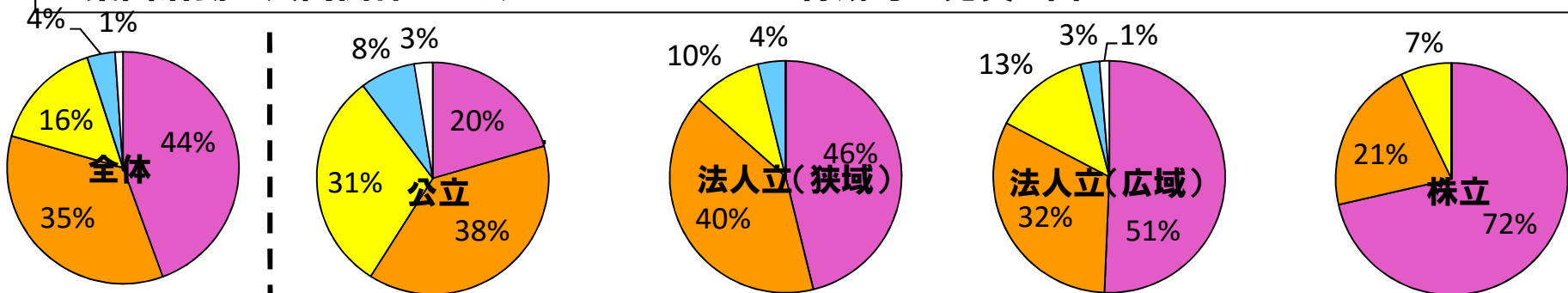
エ 自校通学コースを設ける目的・意義

d 職業教育の充実を図る

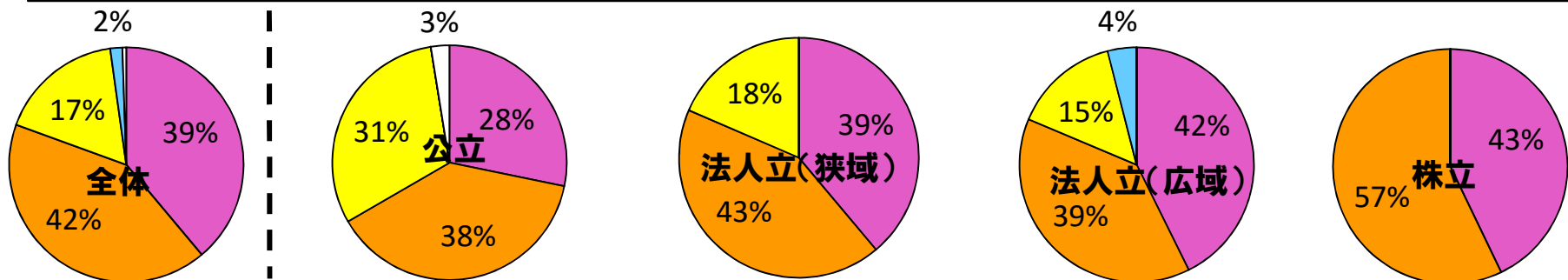
- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



e 集団活動や人間関係づくり、コミュニケーションスキル育成等の充実を図る



f 生徒指導や教育相談等の充実を図る

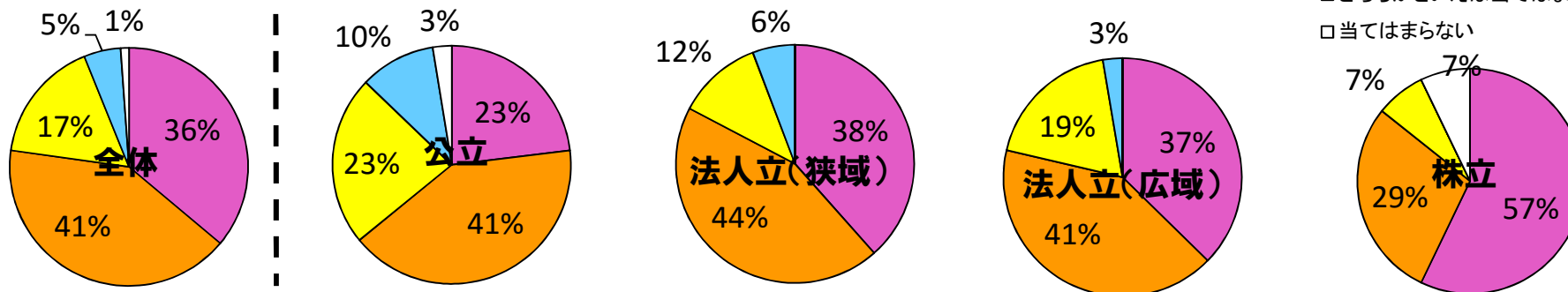


(5)通学コースの運営状況等

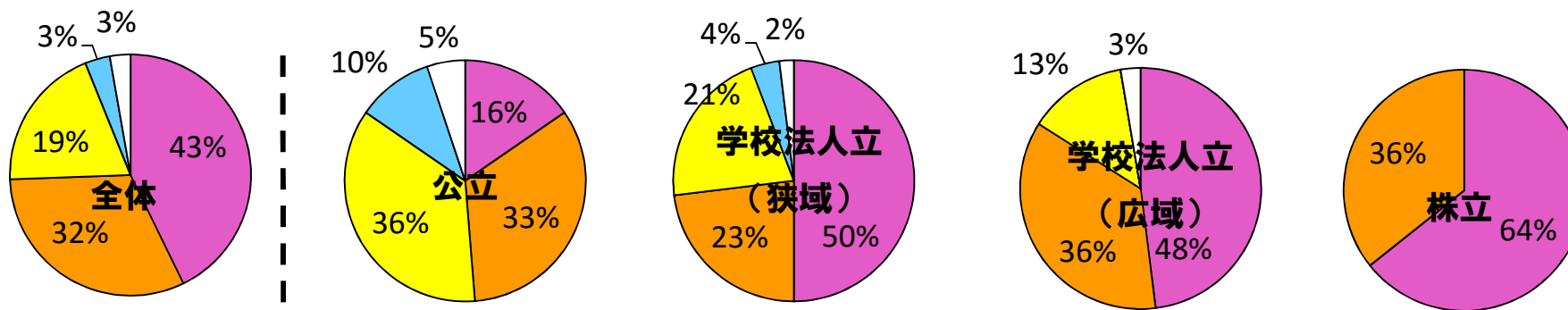
エ 自校通学コースを設ける目的・意義

g 進路指導、キャリア教育の充実を図る

- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえな
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



h 様々な体験活動の充実を図る



(5)通学コースの運営状況等

オ 自校通学コースの始業時間・終業時間について

i 始業時間

	～9:00	9:01～9:30	9:31～10:00	10:01～
公立	30	9	0	0
学校法人立	48	43	23	13
株式会社立	1	5	8	0
合 計	78	57	30	13

ii 終業時間

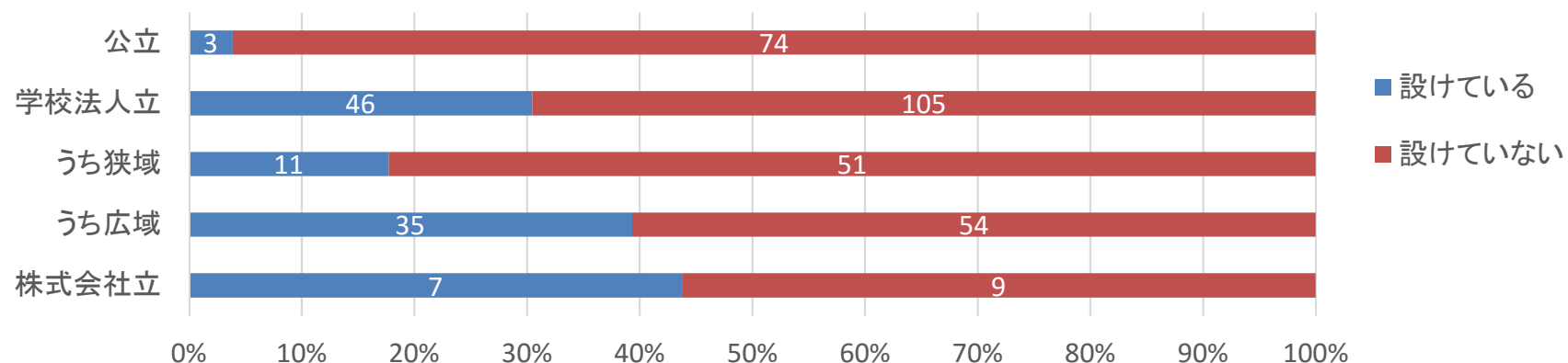
	～13:00	13:01～15:00	15:01～17:00	17:01～
公立	1	1	37	0
学校法人立	14	39	72	2
株式会社立	0	7	7	0
合 計	15	46	115	2

iii 滞在時間

	～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～
公立	1	0	1	37
学校法人立	20	19	35	53
株式会社立	0	6	3	5
合 計	21	24	39	94

(5)通学コースの運営状況等

④ 提携通学コースについて



⑤ 設置コース数及び利用している生徒数

	利用生徒総数	校数	週1日のコース	校数	週2日～4日のコース	校数	週5日のコース
公立	610	3	610	0	0	0	0
学校法人立	32,480	17	2,300(※)	20	6,300(※)	34	23,900(※)
うち狭域	5,711	3	280	3	333	8	5,098
うち広域	26,769	14	2,000(※)	17	6,000(※)	26	18,800(※)
株式会社立	939	4	100(※)	5	200(※)	5	600(※)
合計	34,029	24	3,000(※)	25	6,500(※)	39	25,000(※)

生徒数は平成29年5月1日現在とし、推計値での回答も可とした。また、コースの内訳は、概ねの割合による回答も可としているため、(※)の項目は割合を元に推計した値となっている。学校としてコースの内訳を把握していない場合は未回答も可としているため、各コースの内訳は利用生徒総数に満たない。

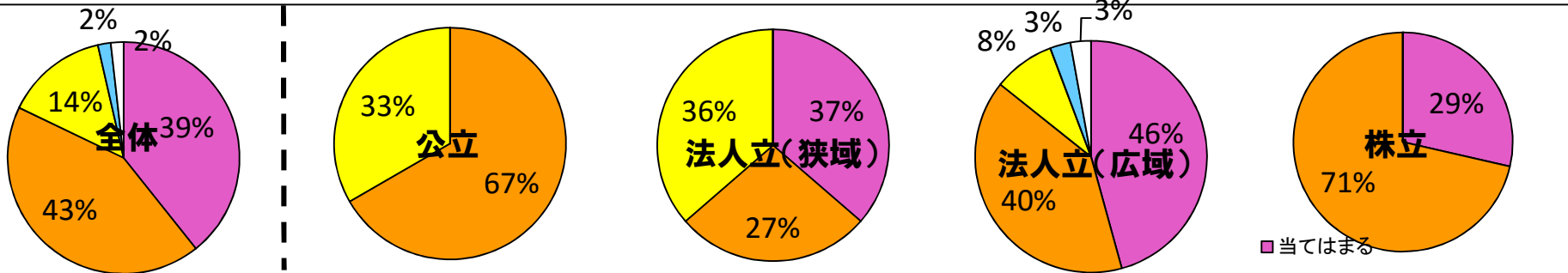
各教科・科目ごとに生徒が選択するような仕組みとなっている場合には、一つの教科・科目でも自校通学コースを選択している生徒数について記載。

(5) 通学コースの運営状況等

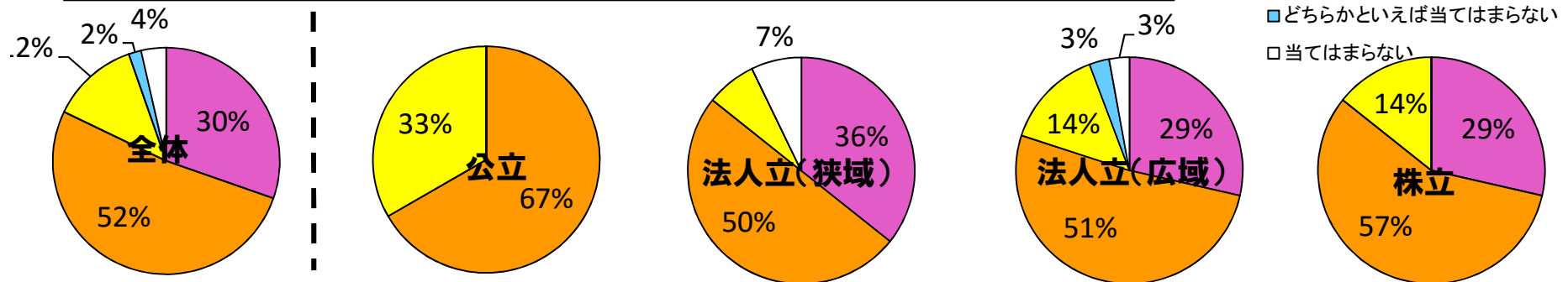
⑥ 提携通学コースの目的・意義、連携状況について

ア 提携通学コースを設ける目的・意義

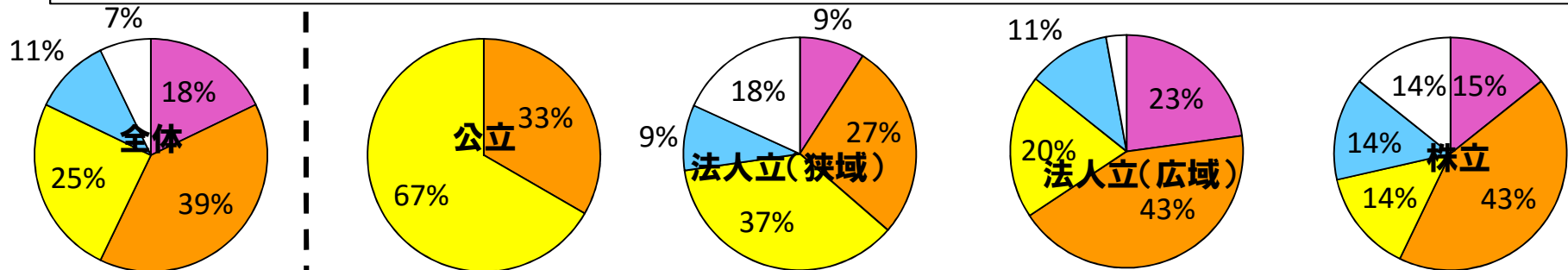
a 自律的、計画的に学習を進めることに課題がある生徒に対して、日常的な学習支援の充実を図る



b 学び直し等により基礎的な知識・技能の定着を図る



c 大学入試対策の指導により進路実現を図る

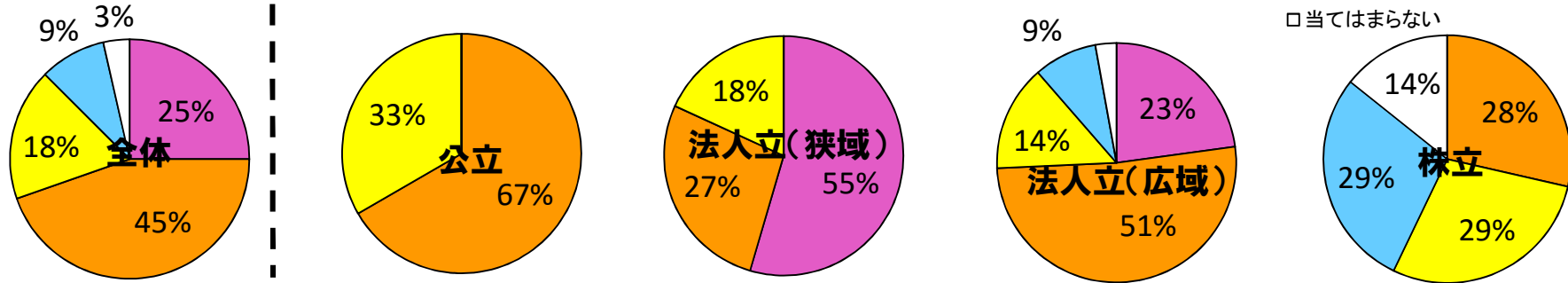


(5)通学コースの運営状況等

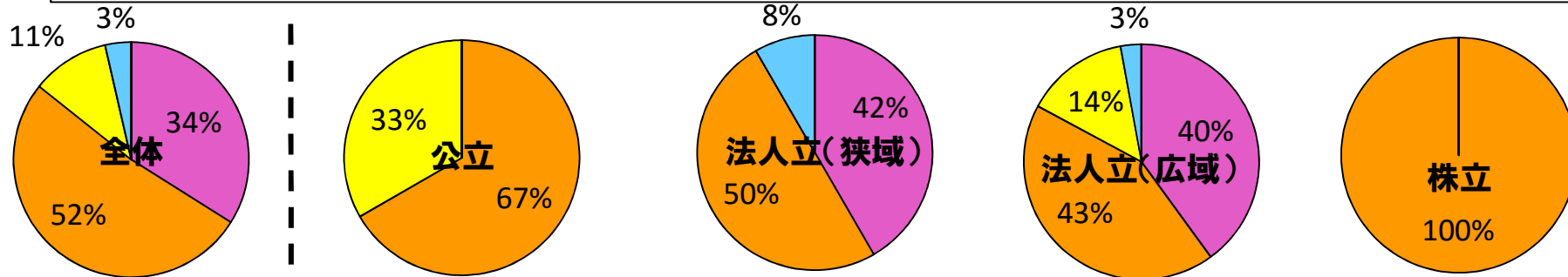
ア 提携通学コースを設ける目的・意義

d 職業教育の充実を図る

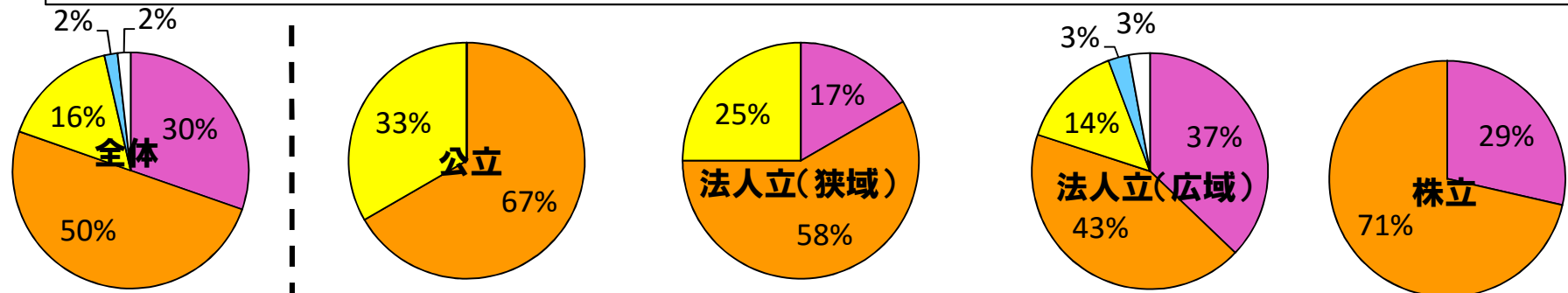
- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



e 集団活動や人間関係づくり、コミュニケーションスキル育成等の充実を図る



f 生徒指導や教育相談等の充実を図る

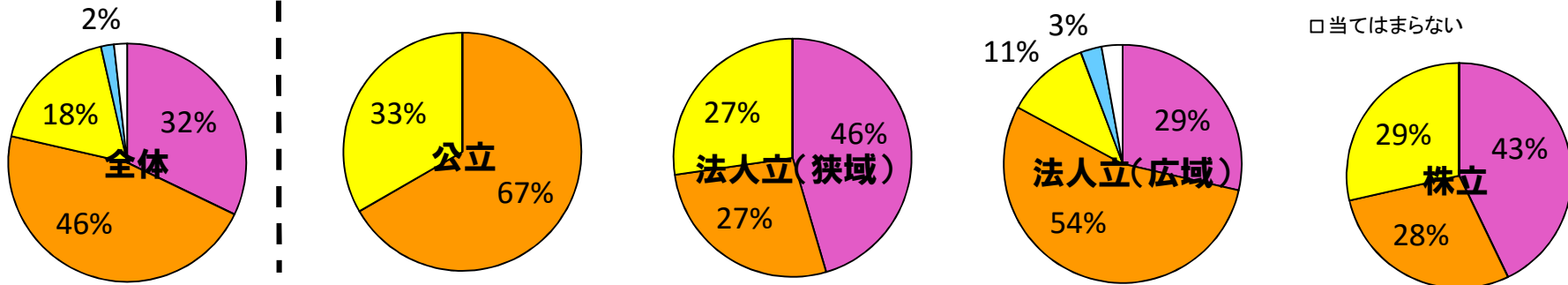


(5)通学コースの運営状況等

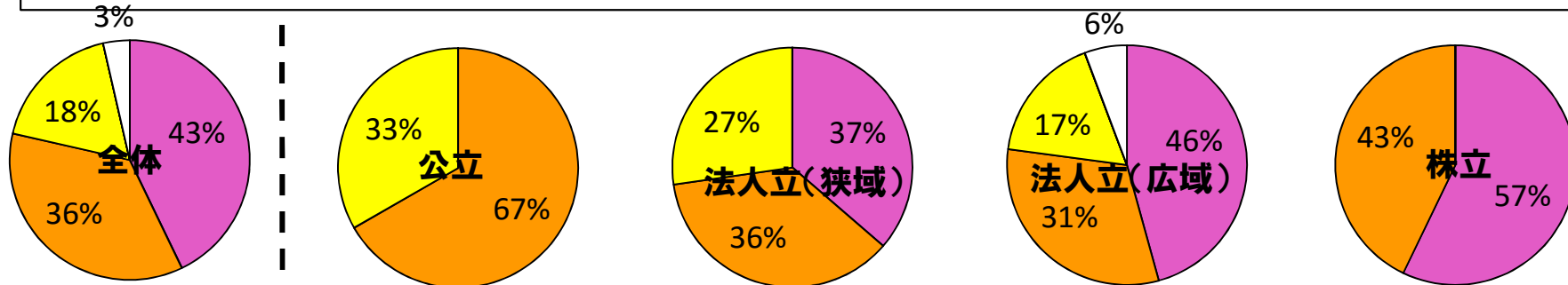
ア 提携通学コースを設ける目的・意義

g 進路指導、キャリア教育の充実を図る

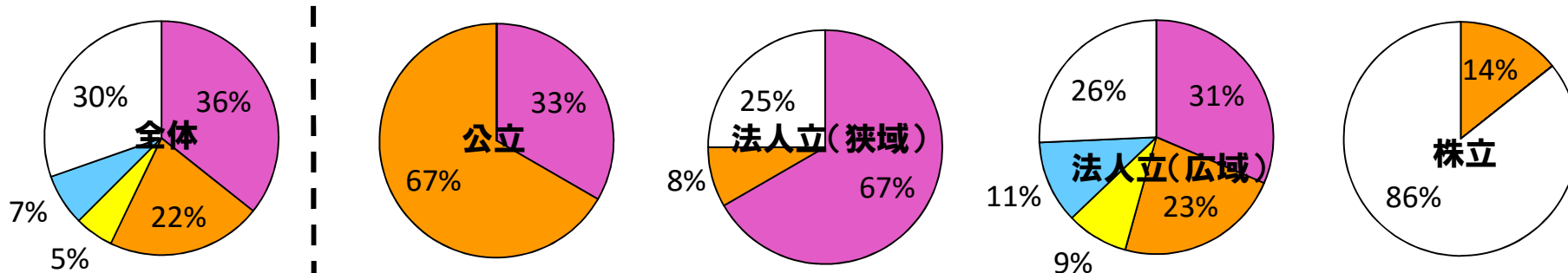
- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



h 様々な体験活動の充実を図る



i 技能連携制度を活用して技能教育の充実を図る

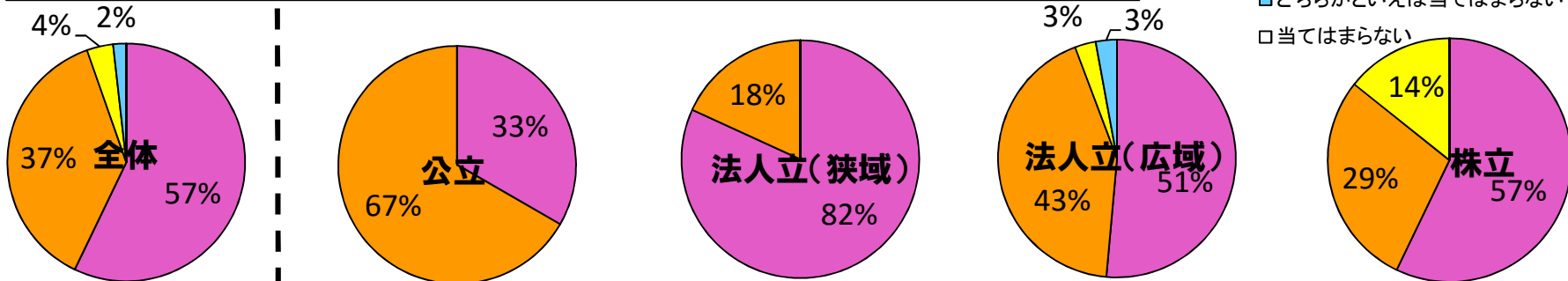


(5)通学コースの運営状況等

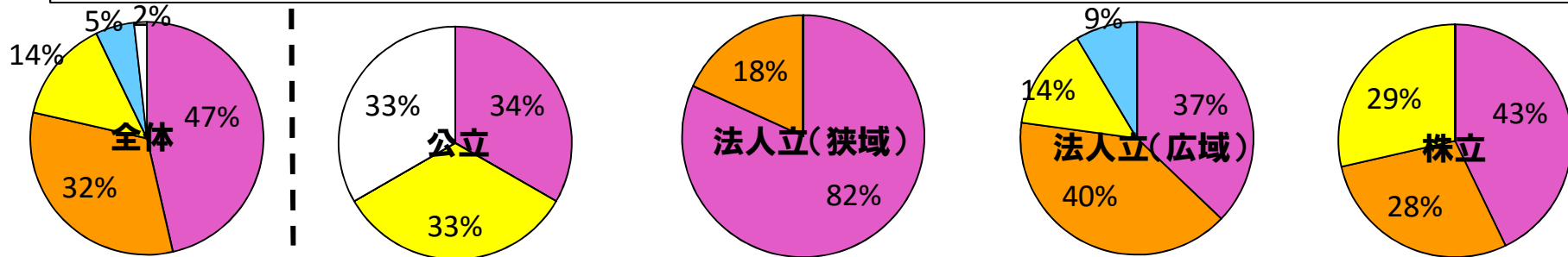
イ 提携通学コースの運営者との連携状況について

a 各提携通学コースのカリキュラム内容について十分に把握している

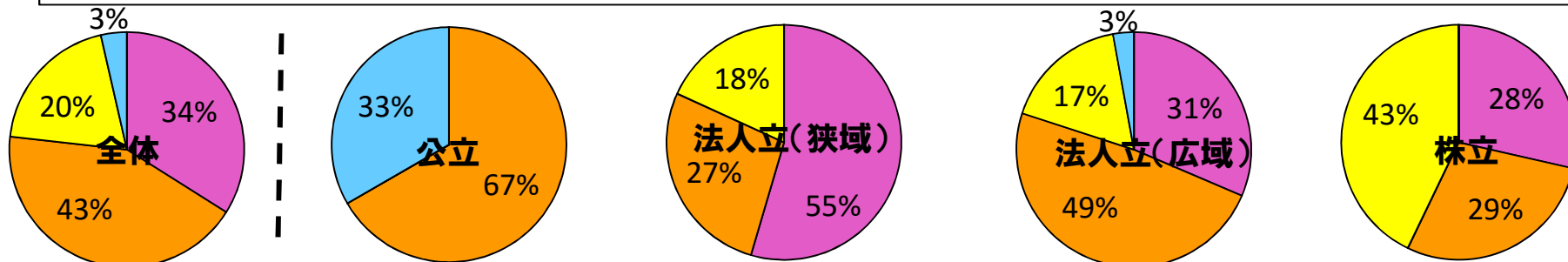
- 当てはまる
- どちらかといえば当てはまる
- どちらともいえない
- どちらかといえば当てはまらない
- 当てはまらない



b カリキュラム内容について意見交換、調整を行うなど、学校として提携通学コースの企画・運営に関わっている



c 個々の生徒の学習状況等について日常的に情報共有等を図り、添削指導や面接指導等に活かしている



(5)通学コースの運営状況等

イ 提携通学コースの運営者との連携状況について

d 個々の生徒の生活状況等について日常的に情報共有等を図り、生徒指導や教育相談等に活かしている

